

## 平成23年第8回美郷町議会定例会

### 議事日程（第1号）

平成23年9月5日（月曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議長の諸般の報告
  - 1) 例月出納検査の報告
    - ・平成23年7月分
  - 2) 平成22年度経営状況の報告
    - ・医療法人「全人会」
    - ・六郷開発株式会社
  - 3) 平成22年度事務事業点検評価の報告
    - ・美郷町教育委員会
- 第 4 町長の招集あいさつ並びに行政報告
- 第 5 陳情第 4号 「地方消費者行政充実のための国による支援に関する意見書」の採択等を求める陳情書
- 第 6 陳情第 5号 「義務教育費国庫負担堅持及び国庫負担2分の1復元」を求める意見書採択についての陳情書
- 第 7 陳情第 6号 30人以下学級実現を求める意見書採択についての陳情書
- 第 8 陳情第 7号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する陳情書
- 第 9 陳情第 8号 学校給食に地場産野菜活用の一層の向上を求める陳情書
- 第10 一般質問
- 第11 報告第14号 健全化判断比率の報告について
- 第12 報告第15号 資金不足比率の報告について
- 第13 認定第 1号 平成22年度美郷町一般会計決算認定について
- 第14 認定第 2号 平成22年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定について
- 第15 認定第 3号 平成22年度美郷町老人保健特別会計決算認定について

- 第16 認定第 4号 平成22年度美郷町簡易水道事業特別会計決算認定について
- 第17 認定第 5号 平成22年度美郷町下水道事業特別会計決算認定について
- 第18 認定第 6号 平成22年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定について
- 第19 認定第 7号 平成22年美郷町後期高齢者医療特別会計決算認定について

**本日の会議に付した事件**

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	中村美智男君	2番	熊谷良夫君
3番	伊藤福章君	4番	武藤威君
5番	森元淑雄君	6番	中村利昭君
7番	吉野久君	8番	福田守君
9番	泉美和子君	10番	泉繁夫君
11番	杉澤隆一君	12番	澁谷俊二君
13番	深澤均君	14番	戸澤勉君
15番	熊谷隆一君	16番	飛澤龍右エ門君
17番	深沢義一君	18番	高橋猛君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	佐々木敬治君
総務課長	小原正彦君	企画財政課長	高橋薫君
税務課長	小原隆昇君	住民生活課長	鈴木隆君
福祉保健課長	前田忠秋君	農政課長	深澤克太郎君
商工観光交流課長	池田茂碁君	建設課長	照井智則君
会計管理者兼 出納室長	高橋辰巳君	農業委員会 会長	渡邊調君
農業委員会 事務局 会長	渋谷新一君	教育委員 長	佐藤孝君
教育長	後松順之助君	教育次長兼 教育総務課 長	須田喬君
教育施設課長	梅山正之君	生涯学習課長	小林宏和君
代表監査委員	久米力君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	高橋潔	庶務班長 兼議事班 長	鈴木邦子
主査	佐々木直樹		

---

◎開会及び開議の宣告

○議長（高橋 猛君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成23年第8回美郷町議会定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（高橋 猛君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、10番、泉 繁夫君、11番、杉澤隆一君を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（高橋 猛君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日9月5日から9月9日までの5日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月9日までの5日間と決定いたしました。

なお、会期中の審議予定については、先般、議会運営委員会を開催し検討されました。その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、戸澤 勉君、登壇願います。

（議会運営委員長 戸澤 勉君 登壇）

○議会運営委員長（戸澤 勉君） 報告いたします。

8月29日招集告示された平成23年第8回美郷町議会定例会に当たり、8月29日に議会運営委員会を開催し、次のとおりに決定しました。

初めに、本定例会の会期は、本日9月5日から9月9日までの5日間といたしました。

次に、本定例会の審議内容についてですが、本日5日は議長の諸般の報告、町長の招集あいさつ並びに行政報告があり、陳情の審査を各委員会に付託する予定です。その後、一般質問を行う予定です。質問者は2名です。その後、報告第14号 健全化判断比率の報告についてから、認定第7号 平成22年度美郷町後期高齢者医療特別会計決算認定についてまでの議案内容の説明を行う予定です。

6日火曜日は休会し、常任委員会を開催し、付託された陳情の審査を行う予定です。

7日水曜日は午前10時から本会議を再開し、議案第61号 財産の取得についてから、議案第77号 平成23年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号までの議案内容の説明を行う予定です。

8日木曜日は午前10時から本会議を再開し、9月5日に説明のありました認定第1号 平成22年度美郷町一般会計決算認定についてから、認定第7号 平成22年度美郷町後期高齢者医療特別会計決算認定についてまでの質疑、討論、表決を行う予定です。

9日金曜日は午前10時から本会議を再開し、9月7日に説明のありました議案第61号 財産の取得についてから、議案第77号 平成23年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号までの質疑、討論、表決を行う予定です。その後、陳情の審査結果についての委員会報告があり、質疑、討論、表決を行い、終了の予定です。

以上、ご報告いたします。

○議長（高橋 猛君） ただいま議会運営委員長から審議予定について報告がありましたが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） それでは、日程どおり審議を進めます。

---

### ◎諸般の報告

○議長（高橋 猛君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1として、町の監査委員より例月出納検査、平成23年7月分の報告がありました。

2として、町長より医療法人全人会と六郷開発株式会社の平成22年度の経営状況を説明する書類の提出がありました。

3として、教育委員会委員長より平成22年度事務事業点検評価の報告がありました。

それぞれその写しを皆さんのお手元に配付しております。それをもって報告にかえさせていた

できます。

---

### ◎町長の招集あいさつ並びに行政報告

○議長（高橋 猛君） 日程第4、町長の招集あいさつ並びに行政報告を行います。

本定例会に当たって、町長より招集あいさつ並びに行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長、松田知己君、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） おはようございます。

平成23年第8回美郷町議会定例会の開会に当たり、行政報告並びに提出いたしました議案の概要をご説明申し上げ、招集のあいさつといたします。

初めに、総合計画後期基本計画における「まちづくり戦略プロジェクト」についてご報告いたします。

1つ目は「農商工連携（地販地消）プロジェクト」についてですが、地販地消のPR及び町内産品の購買による地域経済活性化のため、地販地消応援の店44店舗を対象としたスタンプラリーを8月6日から10月10日まで実施しております。取り組みの拡大を図るため、町民の皆様のご参加をお願いいたします。

2つ目は「子ども育成プロジェクト」についてですが、子供たちの学力向上を図るため、小学校5、6年生対象の英語セミナーと中学校3年生対象の高校受験に向けての取り組み方の講習を夏季休業中に開催いたしました。

3つ目は「水環境保全プロジェクト」についてですが、水環境保全活動のリーダー養成のため、水環境マイスター養成講座を6月18日から開講しております。

また、地下水涵養や水環境学習のため、七滝「水の森」植樹事業を6月21日に実施し、小学校4年生と保護者、関係者272人がブナの苗木150本を植栽いたしました。

さらに、水環境保全の意識啓発のため、「第25回全国水環境保全市町村連絡協議会全国大会」並びに「名水サミット in 美郷」を7月1日、美郷町公民館で開催し、全国18市町村の会員及び町民など約400人の参加を得て、本町の取り組みなどを情報発信いたしました。

4つ目は「交流促進プロジェクト」についてですが、これまでの交流の絆をさらに深めるため、東京都の御田小学校の児童43人が7月22日から3日間、千屋小学校の児童17人が8月5日か

ら3日間、両校を相互に訪問し、学習交流を図っております。

また、大田区・美郷町友好交流コンサートが7月30日、南運動公園で開催され、昼の部では太鼓や三味線、吹奏楽などの演奏、夜の部では東京都大田区のKAMATA2011と美郷ジャズオーケストラが共演し、約800人の観客を魅了しております。

さらに、六郷中学校の3年生54人が9月3日、修学旅行途上の大田区蒲田駅前で町のPR活動を行い、美郷町ラベンダー園で生徒たちが採集し乾燥させたポプリと美郷米、町の観光パンフレットの配布などを行っております。ふるさと美郷に思いを強めたという感想が寄せられております。

5つ目は「安全・安心プロジェクト」についてですが、安全・安心の施設整備を目指して六郷幼稚園・保育園新築の実施設計業務委託を627万9,000円で発注いたしました。また、建設予定地の六郷中学校野球場に、六郷中学校野球部との調整の上で外構工事に伴い発生する残土を搬入し、敷地造成に着手いたします。

また、六郷小学校関連改修工事については、放課後児童クラブの改修も含めて1億248万円で発注済みで、教室、トイレ改修については夏季休業中に完工しております。

さらに、学校統合後の遠距離通学対策として、南行政センター南側の旧合同庁舎、旧民俗資料館跡地に通園・通学バス車庫新築工事を3,843万円で発注いたしました。また、新たにスクールバス3台を取得したく、今定例会に財産取得の議案を提出いたしましたので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

次に、学校再編についてですが、平成24年度開校の美郷中学校についての保護者説明会を7月6日から1週間、町内全小学校と千畑及び六郷の両中学校で開催しております。なお、仙南中学校では9月6日に開催する予定となっております。

統合中学校校舎等増築工事については8月末に完了し、現在関係機関の検査が行われており、引き渡し後は現職員室を増築棟に移し、既存校舎の教室改修に着手いたします。また、関連する既存校舎外壁改修、外構、駐輪場工事、サッカー場及びテニスコート整備工事も順調に推移しております。

平成25年度開校予定の千畑及び仙南地区の統合小学校については、校舎等の改修に向けた基本設計を161万7,000円で発注済みで、今後開校準備委員会の意見をいただきながら、基本設計完了後に実施設計を発注してまいります。

次に、東日本大震災に係る被災者支援についてですが、旧六郷東根小学校に4月上旬に設置し

た避難所を8月31日に閉鎖いたしました。これは、被災県において応急仮設住宅の整備などの取り組みが進み、本町に新たな避難が見込まれないと判断したためです。なお、現在の本町への避難者は町営住宅に1世帯6人、秋田県が借り上げた民間賃貸住宅に1世帯2人、親類宅に3世帯6人の計5世帯14人となっております。

次に、東日本大震災での経験を踏まえて、町では美郷町総合防災訓練を10月25日に実施することにいたしました。訓練の主な目的は、災害発生時の町職員等の初動体制の検証と、震災後に整備した防災資機材の操作、点検等となります。

次に、福島第一原発事故に伴う放射能汚染への対応についてですが、7月下旬に国から通知があった高濃度の放射性セシウムが含まれる可能性がある堆肥等の施用、生産、流通の自粛については、県から8月1日付で自粛を解除する通知とともに、県内産由来の原料をもとに製造された堆肥は安全であること、放射能汚染稲わらを給与した畜産農家等の堆肥については県で検査を行うことなど、基本的な考え方と認識が示されました。また、8月11日には肥料、土壌改良資材、培土の農地への施用、出荷制限が1キログラム当たり400ベクレル以下の暫定許容値が示され、自粛解除と暫定許容値について町では9月1日、全世帯にお知らせしております。

なお、国の自粛要請を受けて7月27日から家畜排せつ物の受け入れ中止、堆肥の製造及び販売の自粛を指示しておりました美郷町堆肥センターに対して、県の指示を受け、8月1日から家畜排せつ物の受け入れ再開、8月3日から東日本大震災以前に製造した堆肥の販売再開を指示しております。

次に、県産米の放射性物質調査については、県独自の安全確認調査として収穫米調査を3カ所で、本調査として国の収穫後調査を旧市町村単位の69カ所で行う2段階調査を県が実施することになりました。このうち、収穫米調査が仙南地区で8月31日に実施され、9月1日には不検出であった旨、公表されております。収穫前に安全性がいち早く確認されましたことに安堵しております。

今後は、稲刈りの始期に旧町村ごとに出荷自粛の要否を決める収穫後調査が実施され、放射性セシウムが1キログラム当たり200ベクレル以下の場合、当該旧町村の米の出荷、譲渡の自粛が解除となります。県で実施する調査には、関係集荷団体と連携しながら全面的に協力し、「美郷米」の安全性を早期に公表するよう努めてまいります。

さらに町では、米以外の作物で県の補助対象とならない農業法人等が検査をする場合の検査料金への助成について、今定例会の補正予算に計上いたしましたので、安全性確認の拡大に向け、



よろしくご審議をお願いいたします。

次に、県内ホームセンターで販売された栃木県産の腐葉土や培養土から7月下旬に高濃度の放射性セシウムが検出されましたが、当該ホームセンターの腐葉土が千畑中学校に納入されていたことが判明しました。県で測定した結果、問題のない結果でした。また、培養土は町内すべての小学校で使用されておりましたが、大半が東日本大震災前に製品化されたものや、外国産でした。特定できないものについては納入業者が測定した結果、問題のない結果でした。

学校給食での食材牛肉の使用について、町では7月19日から8月まで使用を控えておりましたが、県の全頭検査や証明書等で安全性が確認された牛肉の使用を9月から認めております。

次に、雁の里湯とびあ温泉において、このたび入湯税の誤徴収が判明いたしました。その内容は、雁の里湯とびあ温泉の源泉ポンプが故障し、沸かし湯で営業していた平成22年8月7日から9月9日までの期間、313人分、4万6,950円の入湯税を不適切に徴収していたものです。

また、これを受けて町では町内3温泉すべてについて過去同様の事例がないかさかのぼって調査したところ、同温泉で平成20年度に4人、21年度に100人の計104人分、1万5,600円の徴収がありました。入湯税の取り扱いについては、合併前、同温泉において同様の事例に際して県に見解を伺ったところ、短期間であれば徴収しても問題ないとの見解を得ており、その取り扱いをその都度再確認せずに延長してきてしまいましたが、このたびは改めて県に確認したところ、沸かし湯期間は鉱泉浴場には該当せず、入湯税の徴収は適切でない旨の見解が示されたため、還付することとしたところです。

町では現在、関係者と連絡をとり、おわび申し上げるとともに、内容を説明し、還付の手続に入っております。関係者の皆様には重ねて心からおわびを申し上げますとともに、今後こうしたことが再発しないよう、適正な事務を徹底してまいります。

9月1日、午後6時10分ころ、町道中央通り線において、美郷町交通指導員が飲酒運転の上、道路わきの電柱に衝突する事故を起こし、逮捕されました。交通法規を遵守し、他の模範となるべき交通指導員が、あつてはならない行為により逮捕されましたことは、町民の信頼を著しく失墜させるものであり、深くおわび申し上げます。

本人には、9月2日付で美郷町交通指導員条例施行規則に基づき免職の懲戒処分を行うとともに、交通指導隊長には二度とこうしたことが起こらないよう一層の綱紀粛正を図り、町民の信頼にこたえていくよう注意をしております。

次に、各課の個別の取り組みについてご報告いたします。

初めに、企画財政課関係ですが、平成23年度普通交付税の額は59億5,822万8,000円に確定いたしました。昨年度に比べ1億4,616万5,000円、2.5%の増となっております。現計予算との差額は6億7,000万円ほどですが、今後の補正財源として留保しつつ、財政状況を勘案し、臨時財政対策債の借り入れ減額や特別交付税、地方消費税などの歳入不確定要素の対応財源として検討してまいります。

次に、情報通信基盤整備事業についてですが、市内局番が82局、83局管内の光ファイバー網整備の工程表がこのたびNTT東日本秋田支店から提出され、平成24年1月6日のサービス提供を目途に工事が進められております。また、同社から8月17日、光ブロードバンド未整備地区である84局管内の一部、85局管内、37局管内については10月3日から来年3月1日までに随時サービス提供エリアを拡大することが発表されました。これにより、町内全域の超高速インターネット通信環境が今年度中に整うこととなり、利便性の向上が図られます。

税務課関係ですが、年金型生命保険への課税についての最高裁判所判決が昨年7月にあり、従来の相続税と所得税の課税は二重課税であり、所得税の課税が違法とされました。そのため、所得税申告をもとに課税された町民税、県民税、国民健康保険税について税務署へ更正の請求がなされたもので、同保険に起因する課税額を還付するため、所要の経費を今定例会の補正予算に計上しております。

なお、所得税納税者が5年を超えて遡及する国への請求期限が来年6月29日となっておりますので、今後同様の事例があった際には各税で還付の措置を講じてまいります。

住民生活課関係ですが、秋田県消防協会大仙市仙北市美郷町支部消防訓練大会が7月16日、大仙市で行われ、本町消防団は規律の部で第10分団が優勝、小型ポンプ操法の部で第2分団が準優勝、個人の部で第3分団と第10分団の団員2人が優秀隊員として表彰されております。

福祉保健課関係ですが、町内の特別養護老人ホーム3カ所、障害福祉サービス事業所2カ所及び美郷町社会福祉協議会の計6事業所と町は、8月11日、福祉避難所に対する介助員等の派遣に係る協定を締結いたしました。これは、東日本大震災の経験を踏まえ、災害救助法が適用されるような大規模な災害が発生した場合、町が災害発生後の初動体制として設置する3カ所の避難所及び救護所に加えて設置されるものです。

福祉避難所では、高齢者や障害を有する方、母子世帯等のいわゆる災害時要援護者に対する相談、介助、入所施設等への緊急避難的な入所等の必要性の有無を判断し、より適切な支援を行うもので、現時点でトレーニングセンターみさとを想定しております。

また、町ではこのたび平時から行政区単位を基本として、地域で暮らす災害時要援護者への見守り体制を構築するため「みさと地域見守りチーム」を立ち上げることにいたしました。これは、自主防災組織をベースとして各行政区の住民のほか、当該行政区を担当する、または居住されている民生児童委員、消防団員、保健師、看護師、ホームヘルパー等の有資格者、メンタルヘルスサポーター、認知症サポーター、社会福祉協議会職員、災害時安否確認担当の町職員等で構成し、支援するもので、所要の経費を今定例会の補正予算に計上しております。

農政課関係ですが、平成23年産米の生産数量目標と農業者等への配分については、生産数量目標2万2,067トン、配分面積では3,778.59ヘクタール、配分率62.90%を農業協同組合と主食集荷業者に情報提供し、全町一律配分により農家の皆様にご協力をお願いしてまいりました。現在までの達成状況は、主食用水稻作付面積は3,803.92ヘクタールで、達成率99.3%となっております。

農業者戸別所得補償制度の申請状況については、対象農家2,067戸に対し、飯米農家や非参加農家等の申請不要農家253戸を除いた1,814戸が6月30日付で申請しております。今後は交付金の年内支払いに向けて関係機関と協力してまいります。

今年度から実施の環境保全型農業直接支払交付金事業の説明会を8月10日、町内3カ所で実施しました。今後は10月末日までの実施計画書の提出について関係機関と調整しながら、円滑な制度の実施に努めてまいります。

農地・水・環境保全向上対策については、仙北支部現地視察研修会が7月9日に開催され、小荒川地域資源保全向上組合の菜種油製造などの優良取り組み事例の現地研修や、共同活動による製品紹介のテント村視察などが行われております。

商工観光交流課関係ですが、美郷町ラベンダー園を6月25日から7月10日までの16日間開園し、昨年よりも約1万人多い約4万6,500人の方に来園いただきました。

次に、第24回千畑ふるさと会総会が7月9日、また翌10日には第29回在京六郷会総会が都内で開催されました。6月に開催された仙南ふるさと会同様、首都圏のふるさと会の統合について町の提案に賛同を得たことで、近く準備委員会が組織され、統合に向けた協議が始まることとなっております。

建設課関係ですが、6月以降の工事等発注状況については、道路改良工事として町ノ内・前森線など3路線、舗装補修工事として紀の国・細田線など15路線を1億4,270万4,250円で発注済みです。また、交通安全対策工事として作山・南明田地線歩道改良工事、町内一円の区画線設置工事など3件を1,061万5,500円で発注済みです。また、橋梁補修工事2件、公園補修工事3件、公

営住宅排水関係工事2件を979万8,350円で発注済みです。

業務委託関係では、オノ神相長根線など10路線の路線測量調査及び実施設計を1,162万3,500円で、橋梁長寿命化修繕計画策定業務を470万4,000円で発注済みです。

簡易水道関係では、簡易水道施設用自家発電装置の設置工事など3件を1,879万7,520円で発注済みです。また、災害用資機材として災害用給水装置2台、給水タンク3基、給水袋などを271万2,780円で購入しております。このほか、簡易水道、下水道及び農業集落排水の維持補修工事12件を247万776円で、業務委託1件を340万円で発注済みです。

次に、住宅リフォーム緊急支援事業についてですが、8月末までの申請件数は84件、補助金額は759万3,000円で、今後の申請に対応する経費を今定例会の補正予算に計上しております。また、木造住宅耐震診断補助事業については2件、太陽光発電システム設置費補助事業については8件の申請を受け付けております。

農業委員会関係ですが、8月10日から20日まで実施した町内の農地利用状況調査に基づき、農業委員の農地パトロールを8月26日に実施しております。

教育総務課関係ですが、美郷町学校教育の指針をこのたび作成し、幼児から中学生までの一貫した教育理念や方針、具体策を示しております。

また、本町の子供たちが義務教育期間中に読んでほしい図書を提示する「美郷町読書100泉」をこのたび決定いたしました。内容は、小学校低学年児童向け、同高学年児童向け及び中学生向けの各100冊となっており、今後は美郷町読書推進計画に基づき、ノーゲームデーなどの実施とあわせ、読書活動を推進してまいります。

生涯学習課関係ですが、平成23年度全国高等学校総合体育大会並びに秩父宮記念杯第62回全国高等学校対抗自転車競技選手権大会が8月8日から11日まで美郷町自転車競技場で開催され、全国から約700人の選手、監督が集い、熱戦が展開されました。大会運営では、県南地区の高校生が大会補助員として活動したほか、美郷町商工会女性部による冷たいおしぼりのサービスなどが行われ、ご協力をいただいた関係各位に心から感謝を申し上げます。

また、成人式は8月15日、新成人214人が出席して美郷町公民館で開催され、式典の後、実行委員会が製作した「絆 過去から未来へ」をテーマとする記念DVDの放映などが行われました。これからの担う世代として各般にわたる活躍を心から願っております

次に、提出いたしました議案の概要についてご説明いたします。

報告第14号 健全化判断比率の報告について、報告第15号 資金不足比率の報告についてです

が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、ご報告するものです。

認定第1号 平成22年度美郷町一般会計決算認定についてですが、決算額は歳入122億2,951万9,000円、歳出118億2,529万2,000円で、歳入歳出差し引き4億422万1,000円です。経常収支比率は86.4%で、21年度決算の88.1%に比べて1.7ポイント改善いたしました。今後も経常経費の削減に向けた取り組みを継続してまいります。

また、公債費等による財政負担の度合いを判断する指標の実質公債費比率は14.2%で、21年度決算の16.3%に比べて2.1ポイント改善いたしました。今後も財政健全化に向けた取り組みを強化してまいります。

認定第2号 平成22年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定についてですが、歳入27億247万7,000円、歳出24億6,142万1,000円で、歳入歳出差し引き2億4,105万6,000円です。

認定第3号 平成22年度美郷町老人保健特別会計決算認定についてですが、歳入歳出ともに133万2,000円です。

認定第4号 平成22年度美郷町簡易水道事業特別会計決算認定についてですが、歳入3億8,084万6,000円、歳出3億7,456万5,000円で、歳入歳出差し引き628万1,000円です。

認定第5号 平成22年度美郷町下水道事業特別会計決算認定についてですが、歳入1億7,214万8,000円、歳出1億6,823万円で、歳入歳出差し引き391万8,000円です。

認定第6号 平成22年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定についてですが、歳入2億291万9,000円、歳出1億9,920万8,000円で、歳入歳出差し引き370万8,000円です。

認定第7号 平成22年度美郷町後期高齢者医療特別会計決算認定についてですが、歳入1億6,960万3,000円、歳出1億6,933万4,000円で、歳入歳出差し引き26万9,000円です。

議案第61号 財産の取得についてですが、スクールバス3台の取得に係る契約についてお諮りするものです。

議案第62号 負担付寄附の受け入れについてですが、千畑ヘルス観光株式会社が所有する美郷町千畑複合温泉施設の温泉館について、同社から町に負担付寄附の申し入れがあったので、これを受け入れたく、お諮りするものです。

議案第63号 負担付寄附の受け入れについてですが、医療法人全人会が所有する千畑クリニック診療所について、同法人から町に負担付寄附の申し入れがあったので、これを受け入れたく、お諮りするものです。

議案第64号 権利の放棄についてですが、医療法人全人会からの負担付寄附の受納に当たり、

本町の出損による権利を放棄したく、お諮りするものです。

議案第65号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第66号 美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正についてですが、町長、副町長及び教育長の給料に関する規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第67号 美郷町税条例の一部改正についてですが、地方税法等の一部を改正する法律等が施行されたことに伴い改正したく、お諮りするものです。

議案第68号 美郷町学友館条例の一部改正についてですが、学友館施設の改修に伴い、図書館及び資料館以外の施設の規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第69号 美郷町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてですが、本年3月11日以後に生じた災害に係る災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲を拡大したく、お諮りするものです。

議案第70号 美郷町千畑複合温泉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてですが、千畑ヘルス観光株式会社が所有する美郷町千畑複合温泉施設の温泉館が町に寄附されることに伴い、当該施設の利用時間及び利用料を定めたく、お諮りするものです。

議案第71号 指定管理者の指定についてですが、美郷町千畑温泉館を管理、運営する指定管理者及びその指定期間についてお諮りするものです。

議案第72号 平成23年度美郷町一般会計補正予算第5号についてですが、戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業、統合中学校の備品購入費、公民館の非常電源設備改修工事に要する経費などを新たに追加するほか、町税還付金等、空き店舗対策事業補助金、農林漁業振興対策基金事業補助金、道路舗装補修工事等の増額や秋田県市町村職員互助会負担金の減額等による歳入歳出予算の補正等についてお諮りするものです。

議案第73号 平成23年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第2号についてですが、一般被保険者保険税還付金及び療養給付費返還金等の増額による歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第74号 平成23年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第3号についてですが、秋田県市町村職員互助会負担金及び公債費の減額及び水道管切りかえ工事等の追加による施設管理費の増額等による歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第75号 平成23年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第2号についてですが、秋田県市町村職員互助会負担金及び公債費の減額による歳入歳出予算の補正等についてお諮りするもので

す。

議案第76号 平成23年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号についてですが、秋田県市町村職員互助会負担金及び公債費の減額による歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第77号 平成23年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてですが、保険料還付金の増額による歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

以上、提出議案の概要につきましてご説明いたしました。

なお、詳細につきましては各担当課長等に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、招集あいさつといたします。

議長。

○議長（高橋 猛君） 町長。

○町長（松田知己君） ただいまの行政報告の中で誤りがありましたので、訂正させていただきます。

認定第1号 平成22年度美郷町一般会計決算認定についてのところで、歳出額118億2,529万2,000円と申しましたが、正しくは歳出118億2,529万8,000円の誤りであります。

また、認定第6号 平成22年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定についての部分で、歳入2億291万9,000円と申しましたが、正しくは歳入2億291万6,000円の誤りでありますので、訂正させていただきます。済みませんでした。

---

#### ◎陳情第4号の上程

○議長（高橋 猛君） 日程第5、陳情第4号 「地方消費者行政充実のための国による支援に関する意見書」の採択等を求める陳情書を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については教育民生常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認め、陳情第4号については教育民生常任委員会に審査を付託することに決定しました。

---

### ◎陳情第5号の上程

○議長（高橋 猛君） 日程第6、陳情第5号 「義務教育費国庫負担堅持及び国庫負担2分の1復元」を求める意見書採択についての陳情書を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については教育民生常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認め、陳情第5号については教育民生常任委員会に審査を付託することに決定しました。

---

### ◎陳情第6号の上程

○議長（高橋 猛君） 日程第7、陳情第6号 30人以下学級実現を求める意見書採択についての陳情書を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については教育民生常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認め、陳情第6号については教育民生常任委員会に審査を付託することに決定しました。

---

### ◎陳情第7号の上程

○議長（高橋 猛君） 日程第8、陳情第7号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する陳情書を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については総務常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認め、陳情第7号については総務常任委員会に審査を付託する



ことに決定しました。

---

#### ◎陳情第8号の上程

○議長（高橋 猛君） 日程第9、陳情第8号 学校給食に地場産野菜活用の一層の向上を求める陳情書を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については教育民生常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認め、陳情第8号については教育民生常任委員会に審査を付託することに決定しました。

---

#### ◎一般質問

○議長（高橋 猛君） 日程第10、一般質問を行います。

今議会定例会での一般質問の通告者は2名であります。

一般質問の順序は、通告の順に許可いたします。

質問者は、一般質問席に登壇して発言してください。

---

#### ◇深 澤 均 君

○議長（高橋 猛君） 最初に、13番、深澤 均君の一般質問を許可いたします。深澤 均君、登壇願います。

（13番 深澤 均君 登壇）

○13番（深澤 均君） それでは、通告に従って質問させていただきますが、質問の中には時期的にまだ検討中のものもあるかと思えます。よろしく願いいたします。

町では、子供たちの子供たちにとって望ましい教育環境を整えるということを目的に、美郷町学校再編計画に従って、小中学校の統廃合を進めているところであります。今年度、新生六郷小学校の誕生を皮切りに、半年後の来年度、24年度は町内3中学校の統合、翌25年度には仙南、千畑地区の小学校の統合ということで、在校生のみならず未就学児の家庭の関心も高く、希望や期

待がある反面、少なからず不安もあるようであります。その不安の1つに、子供たちの通学があるわけですが、9月発行の広報によりますと当局により保護者説明会が開催され、さまざまな意見交換がされたようでございます。近年、子供たちの登下校時に起きる不審者による犯罪はもはや他人事ではなくなっており、交通事故等の危険も含め、保護者の不安は理解できるところであります。

私は、子供たちの安全な通学を確保するためには学校、児童、生徒、保護者の連携はもちろんのこと、地域住民のサポートも必要であり、そのためには通学の実態を広く町民に知っていただくことも大切であると思っており、きょうはさまざまな視点から当局の考えを伺ってまいります。

まずは、美郷中学校についてですが、旧3町村の統合中学校ということで、その通学距離が大幅に拡大されます。これに対して、町では遠距離対策ということで夏は6キロメートル、冬は4キロメートル以上の生徒をスクールバス通学で対応する計画ですが、町内では一番遠い生徒、あるいは集落で何キロメートルぐらいあるのか。また、通学所要時間はどれくらい見ているのか、お伺いいたします。

次に、仙南地区、千畑地区は旧町村境を超えた通学路が必要になりますが、街路灯、防犯灯、道路幅など、どちらかといえば未整備なところが多いように感じます。そこで、通学路の安全確保と決定までにどのような手順で進められているのか伺います。また、保護者から要望がある部活終了時に対応したスクールバスの運行の考えはあるのか、伺います。

次に、小学校児童の通学についてであります。さきの3月定例会において座席シートのヘッドレストのないスクールバスの安全性について指摘させていただきました。が、今もなお改善のなされないまま、頭はおろか子供によっては肩まで座席から出し、運行されている状況にあり、万が一のときには子供たちを守れないと思うのですが、スクールバスの安全についてどのような所見を持っているのか伺います。

また、小学校の学区についてですが、これまでの学区を引き継ぐものなのか、通学距離や保護者の意向などによる学区の変更は考えているものなのか伺います。

最後に、子供たちの登下校の安全を見守る「見守り隊」についてであります。「子供見守り隊」というステッカーを貼った車が町内のあちらこちらで見受けられ、子供たちを危険から守るという会員の心の温かさを感じるところであります。しかし、ある会員が車から離れて、子供たちの危険な遊びを注意したところ、保護者に逆に不審者扱いされて非常に嫌な思いをし、さらにその誤解を解く、証明するようなものが何もなかったことを非常に残念に思っており、悔やんでいるお話

がありました。このようなトラブルを防ぎ、その善意が生かされるよう、一目で「見守り隊」とわかるものが必要かと思いますが、いかがでしょうか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 後松順之助君 登壇）

○教育長（後松順之助君） ただいまの深澤議員のご質問にお答えいたします。

初めに、平成24年度に統合します美郷中学校への通学距離の一番遠い生徒の集落及び所要距離、時間についてですが、統合中学校開校準備委員会では通学方法を原則徒歩、自転車、スクールバスとすることを検討しております。ご質問については、この作業プロセスのスクールバス乗車対象者抽出作業の中で既に調査しています。これは冬期における通学も考慮し、現状において最も安全に通学できるルートを想定して算出したものです。

統合後における最遠距離、つまり最も遠い地域は千畑地区の黒沢であり、12.3キロメートルほどとなります。また、この距離を自転車で通学した場合の美郷中学校への所要時間は、個人差、上り坂等の条件も考慮し、時速12キロメートルから16キロメートルで走行した場合、45分から60分ぐらいと見ております。なお、スクールバスを利用した場合は各停留所での乗降も含め、最長で乗車時間40分ほどと見ております。

次に、通学路の安全確保と決定手順についてですが、通学路につきましては現在該当する生徒のすべての家を地図に落とし、どこを通学路にするか検討しているところです。その決定手順は次の2点を考慮し、決定したいと考えています。1点目は、路側帯や信号の有無、街路灯や防犯灯などの道路の安全性です。2点目は、学校までの距離です。なお、スクールバスの運行経路につきましても、同様に安全面を第一優先にして、策定中です。案が確定し次第、開校準備委員会に提案し、保護者等の意見を取り入れ、決定したいと考えています。

その後、町としては通学路マップを作成し、広報などにより住民の方々にも周知し、地域を挙げて子供たちを見守る体制をつくっていきたいと考えています。また、統合中学校においても開校後すぐに安全教室を実施させ、交通安全遵守の精神を培っていきたいと考えています。

なお、主要通学路における街路灯等の整備につきましては、町長部局と協議し、計画的に整備していきたいと考えています。

次に、部活動終了後のスクールバス運行についてですが、7月に行いました保護者説明会でもお話しさせていただいていますが、統合後の部活動の施設が離れた場所になる部もあることから、

生徒をできるだけ午後8時までには帰宅させるよう、帰宅用1便を運行する予定です。

次に、ヘッドレストのないスクールバスの安全性についてですが、3月定例議会においてスクールバスとしての使用目的で登録も得ていることから、安全性は確保されているという認識でした。しかし、さらに安全性を確保したほうがよいとのご提起がございましたので、早速対応を検討させていただいたところ、現車両を製造工場に持ち込み、現車確認の上でないと見積もりが取れないことに加え、工場の所在が福島県白河市ということで、原発の影響によりバスの移動や工場の受け入れ体制等の環境が整っていないため、現在対応ができております。係る事情により即刻対応できない点、申しわけなく思っています。今後、工場の体制とバス運行に支障のない環境が整い次第、見積もり対応の予算措置をお願いしたいと思っています。

なお、車両の改善が図られるまでに、直接携わるバス運転業務受託業者及び運転者用のバス事故防止対策マニュアルを策定しましたので、これを徹底させ、安全・安心な運行をしたいと思っておりますので、ご理解いただきたくお願い申し上げます。

次に、小学校の通学区の変更については、現在のところ考えておりません。現在町は、家庭の事情により通学区の変更を希望する保護者や子供の意見を聞くなどし、妥当と判断した場合には通学区の変更を認めています。したがって、現在のところこの制度で十分に対応できるものと考えております。

次に、子供たちの通学を見守る「見守り隊」について、車だけでなく会員と一目でわかるものが必要ではないかとのことですが、通学を見守る「見守り隊」ボランティアは現在552名、協力車両1,038台の登録をいただき、通学路の安全確保を行っていただいております。また、協力車両には見守り隊ステッカーを表示し、その車両が通行することによって不審者対策において抑止効果につながっています。このほかに、スクールガードリーダーが直接児童に巡回指導を実施しております。

地域を挙げて安全をサポートしていく体制を考えた場合、見守り隊は非常に効果的な組織です。学校においてもPTAの校外指導の活動も充実してきており、今後は見守り隊活動に加えて安心・安全メール整備を一層推進させ、充実させていきたいと考えています。指導に当たられる方が不審者等の誤解を持たれないように、必要な方へIDカード方式の身分証明書を交付し、悪用されることのないような管理手順を検討させていただきます。

以上であります。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。深澤 均君。

○13番（深澤 均君） ただいまのご回答、ありがとうございました。

私自身、通学にも非常に関心を寄せてございまして、と申しますのは私は千畑中学校まで一番距離のある羽貫谷地部落であります。3人の子供たちの通学では大変苦勞した経験もありますし、さまざまな出来事もありました。同級生の家の車に乗せてもらって事故に遭って、むち打ち症になったこともありました。家に急用ができて、下校時に子供を迎えに行ったところ、どこの通学路を通過して走っているのかわからず、見つけ出すのに大変大慌てしたことも思い出したところがあります。

先ほどの説明によりますと、黒沢地域で12.3キロメートルということで、私の家から中学校までのほぼ倍近い距離がございます。距離が長くなるほどいろいろな危険やリスクが存在していると思いますので、いろいろな面で万全を尽くして行ってもらいたいと、そういうふうに思っております。

それから、部活対応の帰宅便を1便走らせるというご回答でございました。何分、暗い中での帰宅となりますので、バスから降りた後自宅までの安全も確保していただくようお願い申し上げます。

それから、ヘッドレストのないスクールバスの対応でございますけれども、この後準備が整い次第改善していただくというようなことでございますので、その方向でよろしくお願い申し上げます。今、乗用車の部分においても、シートベルトの数だけヘッドレストのつく時代でございますので、自治体としては住民の安全を最優先に考える立場でありますので、交通安全の率先垂範という立場でも、ぜひともそういうふうをお願いしたいというふうに思っております。

それから、最後の子供見守り隊についてでございますけれども、私は車で見守るといふ、その抑止力効果というのは確かに十分にあると思います。ですが、子供と同じ目線で見守るといふ視点も大事なのかなど。例えば、散歩している方々から見守り隊というような立場でご協力いただければ、裏通り、あるいは公園などの見守りなどもできるのではないかと、むしろそちらのほうが危険が多く、より効果的ではないかと、そういうふうに思っておりますけれども、いかがなものでしょうか。お答え願います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。教育長、自席でお願いします。

○教育長（後松順之助君） それでは、一番最後の部分につきましてお答え申し上げたいと思います。

各学校では、PTA活動としてかなり、特に小学校では見守り隊活動が活発であります。一例

を挙げますと、千畑南小学校では年度の終わりに1年間の見守りありがとうという感謝集会を行います。これには、見守り隊として活躍した大勢の方々にご参加いただいて、お互いに交通安全はもちろんでありますが、安心・安全な方向に行きましょうというようなことを確認する会ではありますが、こうした会を紹介申し上げながら、各学校でできる範囲でそれぞれの地域のお力をおかりしながら、子供たちの安心・安全に努めてまいりよう施策してまいりたいと思います。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。深澤 均君。

○13番（深澤 均君） 質問ではございませんけれども、一言申し上げて終わりにしたいと思えます。

先日、別の用事でありましたけれども教育長を訪ねたときのことでありましたが、教育長みずから通学路を自転車で実際に走り回ってきたというところを訪ねました。それぞれの立場で一生懸命取り組んでいることを感じたわけでございますけれども、これからもさまざまな視点から意見を出し合って、子供たちを危険から守ることが大切であると考えます。引き続き安全な通学への取り組みをお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（高橋 猛君） これで、13番、深澤 均君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩します。

(午前11時04分)

---

(午前11時14分)

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇泉 美和子君

○議長（高橋 猛君） 次に、9番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、登壇願います。

(9番 泉 美和子君 登壇)

○9番（泉 美和子君） 通告に従い、一般質問いたします。

初めに、介護保険制度について質問いたします。

改定介護保険法が6月成立しましたが、新たな給付抑制策を盛り込むなど、利用者、家族に重大な影響を与えるものとなっており、関係者からもさまざまな問題点が指摘されています。

第一に、軽度者へのさらなる給付の削減の仕組みがつけられる問題です。介護予防・日常生活支援総合事業が創設されます。これは、要支援と認定された利用者を市町村の判断で介護給付の対象から外し、総合事業に移すことができるとしています。この事業は、市町村の介護給付費の3%以内に制限され、介護保険での訪問、通所サービスなどにある内容や職員の資格、利用料などについての全国一律の基準がないため、市町村が事業費の上限を超えないよう、専門のホームヘルパーではなくボランティアに任せるなど安上がりな方法を選べば、劣悪なサービスしか受けられなくなったり、高い利用料を払わなければならない可能性が指摘されています。介護保険料を払わせ、要支援と認定しながら給付対象から外すのは、介護を必要とする人たちの権利を奪うことになるのではないのでしょうか。町長の認識をお伺いいたします。

第二の問題は、介護職が行う医療行為についてです。介護職員によるたんの吸引などの医療行為が認められることになりました。しかし、具体的な医療行為の範囲については症例にゆだねられており、命にもかかわる問題が法改正なしに拡大される危険性があります。また、介護職員にとっても研修や実際の医療行為の実施は大変な負担となるものです。本来であれば、医療体制の充実こそ必要ではないのでしょうか。見解をお伺いいたします。

65歳以上の介護保険料の改定に当たって、国は財政安定化基金の取り崩しなどで保険料の上昇を平均月額5,000円程度に抑えるとしています。年金生活の高齢者にとって、介護保険料は大きな負担となっています。「ぜひ安くしてほしい」、こういう声は依然として切実にあります。広域組合での改定時には、あらゆる財政措置で保険料の引き下げを図るよう求めていくべきではないのでしょうか。見解をお伺いいたします。

施行後10年を経た介護保険制度は、「保険あって介護なし」の言葉に象徴されるように、高過ぎる保険料、利用者負担、利用限度額によって利用できる介護が制限されるなど、多くの問題が噴出しています。今回の改定は、こうした問題の解決には手をつけていません。「保険あって介護なし」という事態を改善するため、高過ぎる保険料、利用料の引き下げ、機械的な認定制度の見直し、特養ホームなどの増設、介護従事者の待遇改善と国庫負担の引き上げをこれまでも求めてきていることですが、引き続きあらゆる機会を通じて国に求めていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまの泉議員のご質問にお答えいたします。

初めに、介護予防・日常生活支援総合事業についてですが、議員ご質問の介護予防・日常生活支援総合事業とは、要支援と非該当を行き来するような高齢者を対象として、従来予防給付により提供されていた通所または訪問サービスの内容に加えて、生活支援という観点で行われていた介護保険外サービス等をあわせて提供するというものです。また、介護予防・日常生活支援総合事業の利用者は、予防給付における通所訪問サービス以外のサービスについて、予防給付との併用も可能となる予定とのこととです。

利用に当たっては、市町村地域包括支援センターが本人の状態や利用意向を踏まえて、予防給付によるサービス提供とするか、または介護予防、日常生活支援総合事業により通所・訪問サービスのほか配食サービスや見守りなどとあわせて行うほうがよいかを判断することになりますので、介護を必要とする人たちの権利を奪うものではないと認識しております。

町としては、2市1町で広域保険者を組んでいることから、次期介護保険事業計画策定の過程において地域包括支援センターの体制やサービス提供の水準、財源等を踏まえ、広域を構成している市町として実施が可能か否かについて検討する予定です。

次に、介護職員が行う医療行為についてですが、今回の介護職員によるたん吸引が認められる背景には、国の検討会議資料によりますと、介護現場等におけるたんの吸引等のニーズに対して看護職員のみでは十分なケアが実現できないという現実の課題があり、たん吸引の実施に当たっては一定の知識、技術を研修等により習得した介護職員に限定するとともに、医師、看護職員と介護職員等の連携等が確保されていることが条件とされております。町としては、国が全国の介護施設の現状を踏まえて制度化されるものであること、また平成22年4月1日付の国からの通知によって、一定の条件のもと既に許容されている現実があることをかんがみますと、現実に対応ではないかと認識しているところです。

なお、介護施設における医療体制を充実すること自体には反対ではありませんが、現実には介護施設で看護職員を募集しても応募者がいないなど、その増員を含めて確保が難しい状況にあると伺っております。そのため、こうした制度が設けられたものと理解しております。

次に、介護保険料の改定についてですが、介護保険料については3年に一度、保険者単位で被保険者の代表などを入れた介護保険事業計画策定委員会において2市1町の被保険者がどのくらいのサービスを利用するのかの需要と、実際どのくらいのサービスが提供できるのかの供給を照らし合わせて決定されます。平成24年度から26年度までの2市1町の次期介護保険事業計画につ



きましては、被保険者がどの程度のサービス量を望むのかなどのニーズ調査を行い、その結果等を踏まえて年度末までに決定することになっており、今後広域保険者において議論される予定にあります。

保険料の引き下げについては、方法論としては2つあるものと存じます。1つは、議員もご指摘いたしましたが県の財政安定化基金などの取り崩しによる繰り入れですが、これは県が判断するものですので、私どもの都合で対応できるものではありません。もう1つが、町独自の財源投入ですが、これは同一保険者、同一区分に複数の保険料が存在することになってしまうために、被保険者の理解が得られるとは思われず、広域保険者の構成員としては困難と言わざるを得ません。したがって、財政措置での保険料の引き下げは現状では難しいことにご理解をお願いいたします。

次に、国への要望についてですが、初めに保険料及び利用料の引き下げについては、県内町村で構成する秋田県町村会で本年7月、予算及び施策に関する要望として保険料や利用料の軽減について、低所得者に限らず対象範囲を拡大して適切な財政措置を講ずること、次期介護報酬改定に当たり、保険者の責に帰さない事由により高額な保険料となる場合の保険料の上昇分については国庫負担とするなど、適切な財政措置を講ずることなどの要望を既に行っているところです。

次に、機械的な認定制度の見直しについてというご質問ですが、議員御存じのとおり、要介護認定については本人からの申請を受理した後、認定調査員が本人や家族に会い、全国共通の調査内容について聴き取りを行うとともに、1次判定には反映されませんが2次判定に当たって必要な特記事項を記入した上でコンピューターによる1次判定を行い、その後2次判定として介護認定審査会において1次判定結果及び調査員が作成した特記事項並びに主治医の意見書を踏まえて認定結果が出される仕組みとなっております。したがって、機械的な認定制度になっているとは認識しておりません。

次に、特別養護老人ホームの増設についてですが、平成21年度から23年度までの第4期秋田県介護保険事業支援計画においては、大仙、仙北、美郷の特別養護老人ホームの利用定員は922床となっており、秋田市に次いで県内2番目の整備率となっております。また、施設での介護サービスは特別養護老人ホームのみが行うのではなくて、町内にもありますが有料老人ホーム等の特定施設や高齢者専用賃貸住宅、認知症の高齢者を対象とするグループホームなどの施設で、総合的にサービス提供する体制で対応していくものと考えております。また、特別養護老人ホーム等の入所施設の増設は保険料にも影響を与えることから、介護保険事業計画策定委員会での議論等も

踏まえ、広域保険者の場において十分に検討すべきものと考えております。

次に、介護従事者の待遇改善と国庫負担の引き上げについてですが、介護従事者の処遇改善については平成21年度の介護報酬改定において3%アップがなされ、平成23年度までの間にはさらに介護職員処遇改善交付金が交付されるなどの措置が国において講じられてきております。国としては、平成24年度以降も介護職員の処遇改善に取り組む旨の方針を示し、国の審議会において議論されている最中であることから、今後報酬改定作業の状況を踏まえつつ、要望を行うかどうかについて広域保険者の場において検討したいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。9番、泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 医療行為の問題ですけれども、現実こういうことがやられているのでというようなことでしたけれども、今現実に行われているのには制限がありまして、やむを得ない措置として通知による運用で認められてきたという、こういう経過があります。現実、今町長おっしゃったように、今もうやっているのだから気にはしないで言えばおかしいんですけども、実際堂々とといいますか、できるようになるんだという、そういう歓迎の声も一方ではあるということも承知しておりますけれども、大きな問題は今後法律を変えなくても介護職員が行う医療行為の範囲を拡大することができるようになるということです。そして、医療というのは本当に命にかかわることでありまして、専門の教育を受けた方々、有資格者のみが行える医療行為を介護のほうに、他の職種に肩がわりさせていくという、こういうことが広がっていく可能性があるということで関係者の間からも指摘されていることでもあります。町でどうこうするという問題ではありませんので、国の問題でありますけれども、1つそういうことが懸念されて、実際介護の人たちがそういう医療行為をして、負担も大変大きくなっているという、そういう現実もあるということも1つ認識させていただきたいと思います。

それから、保険料の問題ですけれども、これも町独自では実際になかなか難しいことであるということも承知しておりますし、これまでも繰り返し質問してきました。やはり根本の問題は、国がどんどん、国の負担を余りふやさないでやっていくというところに、この介護保険制度の根本の問題があると思います。これもこれまでいろいろ町村会などで要望してきているということでもありますけれども、ぜひ抜本的な改善、国の責任で本当にだれもが安心してお金の心配なしに必要なサービスをすぐ受けられる、そういう制度に改善していく、このことを強く国に再度要求していくことを求めるものです。町長の先ほどの答弁でもありますので、医療行為の問題につい

てひとつ認識をもう一度お伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

ただいまご質問いただいたたんの吸引については、現実法改正がされたことについて見解を述べたものです。議員が再質問で私に質問されたことは、これからあるかもしれない可能性についてのお話ですので、私は町の立場としては可能性についてはありとあらゆる可能性があるわけですので、お答えすることができません。ご理解ください。

○議長（高橋 猛君） よろしいですか。（「はい」の声あり）泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 次の質問に移ります。

放射線測定についてお伺いいたします。

町は、7月の臨時議会で子供たちの安全のため、簡易測定器を購入しましたが、放射線測定の実施状況と内容をお伺いいたします。

福島原発事故はひとたび重大事故が発生し、放射性物質が外部に放出されると、もはやそれを抑える手段は存在せず、被害は空間的にどこまでも広がる危険があり、時間的にも将来にわたって危害を及ぼす可能性があり、地域社会の存続さえも危うくするということを私たちに認識させました。

原発事故による放射能被害は、空間的にも時間的にもその広がりには不明です。いたずらに恐れることはありませんが、しっかりと調査、測定してこそ風評被害も防止できるものと考えられます。福島とは現状が違うと言いながらも、秋田県内でも不安要素は出ております。住民の皆さんからもホームセンターで販売された腐葉土問題などで心配の声が出されています。測定値とともに、基準値と比較してどうなのか、データを公表すべきと考えますが、いかがですか。比較・検討できるデータを示してこそ、住民の不安も解消されるものと思います。また、高い数値となった場合の対策はどのように考えているのか、お伺いいたします。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

放射線測定についてですが、東日本大震災における福島第一原発事故に伴う放射能被害について、町民、とりわけ子供たちの安全確保に対処するため、町では臨時議会で補正予算を議決いた

だき、放射線測定器を購入することとしておりましたが、現在、放射線測定器が品不足などのため、簡易な測定器を除き非常に入手困難な状況にあります。そのため、一定の精度の機器については3カ月から4カ月後でなければ入手できない状況になっております。したがって、2台の購入予定でしたが、いまだ1台しか購入できていないことにご理解をお願いいたします。

購入した簡易な放射線測定器では、これまでに小中学校の校庭や公共施設、屋外体育施設や公園など34地点において、地上1センチメートル、50センチメートル、1メートルの大気の状態を3回測定しておりますが、現在のところ国が定めている基準を大きく下回っており、問題のないレベルの測定値となっております。

測定値等のデータ公表についてですが、今回購入した放射線測定器は差し当たっての危険性の有無を確認する簡易な測定器ですので、測定値に絶対的な精度を求められません。したがって、測定箇所や測定回数によって数値の動きがあります。こうした測定値を公表して、住民に不要な不安を喚起することは決して望ましいことではないと考えておりますので、現段階において国の基準を大きく下回っている測定値を公開することはしないこととしております。どうかご理解をお願いいたします。

なお、県では高い精度の機器を用いて測定した結果を新聞等で公表しておりますので、精度の高い測定による県南域の状況変化などについては、現段階ではそれを参考にしてまいりたいと考えております。

次に、簡易な測定機器とはいえ、測定の結果万が一高い値が出たときの対策についてですが、仮に国の基準値の3.8マイクロシーベルトに近い数値が測定されたときには、速やかに県に対して精度の高い測定を依頼するとともに、町民各位に対して防災行政無線等により屋外での1時間以上の活動の抑制を呼びかけてまいります。

また、高い精度の機器による測定結果が示された後については、その結果を踏まえてどのような対応が望ましいか県に指導を仰いでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。9番、泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 簡易なものだからということで、不安をかえって与えるというようなご答弁でしたけれども、住民は町がそういう簡易なものでも測定器を買ったということを知っているわけですので、それを知りたいものだという声が寄せられています。かえって、ちゃんとことわけを話して、こういう状況であるというのを知らせる分には私は問題はないのではないかと

思います。かえって、知らせないということが不安をあおることにつながるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席をお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

見方は2つあるだろうと思います。すべてについて右から見る見方と左から見る見方があると、どちらが正しくてどちらが間違っているということはないだろうと思います。これは判断の世界なんです。私どもの判断としては例えば0.0何マイクロシーベルトの差があった場合にその差がどういう意味を持つのかについて説明できないような機械並びに説明できるような専門者がいない中で、公表した結果によって他地区よりも0.0何マイクロシーベルト高いとなった場合に、そのことについての説明責任は果たせない。そして、そういった0.0何マイクロシーベルトの違いが科学的にどういう根拠があるのかもわからない段階で住民の方々には不安を与えたくないという判断です。

なお、御存じのとおり県についても高い測定器を用いての測定でも数値は公表しておらず、基準値を比較対象にして問題のないレベルであるというふうな表現で公表していることもあわせてご認識いただきたいと思います。

○議長（高橋 猛君） 9番、泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） そうすれば、性能の高い測定器の購入ができれば、今後は公表していくということもご検討いただいているのでしょうか。

○議長（高橋 猛君） 町長。

○町長（松田知己君） ただいまの再々質問にお答えいたしますが、現時点では検討しておりません。と言いますのも、この問題については時間の経過とともに新しい知見が我々住民にも届けられている状況でありますので、現段階で届けられている知見と将来において保有している知見に差があることもあり得ますので、その段階で判断してまいりたいというふうに考えております。

○議長（高橋 猛君） これで9番、泉 美和子君の一般質問を終わります。

---

#### ◎報告第14号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第11、報告第14号 健全化判断比率の報告についてを上程いたします。

報告を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 報告の内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 薫君） 報告第14号について、ご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律においては、地方公共団体の財政状況を客観的にあらし、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、次の4つの財政指標を健全化判断比率として定めております。

毎年度、監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないとされているもので、監査委員の審査につきましては8月31日に行っており、意見書については資料として添付してございます。

まず1つ目の実質赤字比率ですが、普通会計の標準財政規模に対する実質赤字の割合を示したものです。平成22年度決算は黒字決算であることから、該当ございません。

2つ目の連結実質赤字比率は、一般会計及び特別会計すべてを加えた実質赤字の割合を示したものでございます。一般会計、特別会計とも黒字決算であることから、こちらも該当ございません。

3つ目の実質公債費比率は、これまでの公債費比率に公営企業会計への繰出金、広域などの一部組合負担金、債務負担のうち公債費に充てたものを加えた比率で、3カ年の平均値であります。21年度は16.3%でしたが、今回22年度は14.2%となっており、比率が改善しております。要因として、比率算定の分母となる標準財政規模が増加したこと、また公債費の繰り上げ償還をここ数年行っていることなどが挙げられます。

4つ目の将来負担比率は、実質公債費比率の算定に用いた経費の現時点での将来負担分、それに退職金などを加えた経費の標準財政規模に対する割合です。21年度は95.1%でしたが、22年度は66.6%と改善しております。法律では、この健全化判断比率について早期健全化基準が定められており、その基準を上回った場合、外部監査委員による監査の実施や、それに基づいた財政健全化計画の策定などが義務づけられておりますが、本町はすべての数値が基準を下回っております。

以上であります。

○議長（高橋 猛君） これで報告第14号の説明が終わりました。

---

#### ◎報告第15号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第12、報告第15号 資金不足比率の報告についてを上程いたします。

報告を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 報告の内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長(高橋 薫君) 報告第15号について、ご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律においては、公営企業を経営する地方公共団体は毎年度公営企業会計ごとに資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないとされているものでございます。

資金不足比率は、公営企業会計の資金不足、つまり実質赤字額を基本とし、事業規模に対する割合となっております。この比率については、経営健全化基準が定められており、この基準を上回った場合、経営健全化計画の策定などが義務づけられますが、本町はすべての会計において黒字決算でありますので、該当ございません。

以上であります。

○議長(高橋 猛君) これで報告第15号の説明が終わりました。

ここで、昼食のため1時まで休憩します。

(午前 11時45分)

---

(午後 1時00分)

○議長(高橋 猛君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎認定第1号の上程、説明

○議長(高橋 猛君) 日程第13、認定第1号 平成22年度美郷町一般会計決算認定についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 歳入から款ごとに説明を求めますが、説明は簡潔にお願いします。

それでは、歳入1款町税について税務課長から説明を求めます。

○税務課長(小原隆昇君) 決算書9ページをお開きいただきます。

1款町税につきましては、全体の収入済み額は14億3,047万2,718円で、前年度より4,421万円余

り減少しております。収納率につきましては、現年度分で前年度を0.2ポイント上回る98.25%となりました。滞納繰越分の収入済み額につきましては、全体では前年度を595万円余り、収納率では前年度を5.37ポイント上回りました。滞納繰越分を含めた全体の収納率では、前年度を0.22ポイント上回る93.23%となりました。

不納欠損額は町民税、固定資産税、軽自動車税で143件、640万270円で、前年度より222万5,613円下回っております。欠損理由は、大部分が調査の結果納付能力がなく、処分可能な財産もなかったため欠損となったものでございますが、一部相続放棄により相続人が存在しなくなったもの、倒産により法人が清算され、配当がなかったもの、外国人の出国に伴い、徴収が不可能となったものがございました。これらにつきましては、現年度課税分につきましても徴収の見込みがないことから、欠損としてございます。

1款1項1目個人町民税では、4億9,877万2,455円の収入済み額となりましたが、課税の基礎となった平成21年分所得が世界同時不況の影響を受けて減少したため、前年度を3,635万円余り下回りました。

2目法人につきましては、前年度より53万4,000円余り減の5,165万6,600円となりました。

2項1目固定資産税につきましては7億2,450万3,837円の収入済み額となっており、宅地についての下落修正を行った結果、前年度より1,004万円余り減少いたしました。

10ページへまいりまして、2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金につきましては、備考に記載の3カ所からの収入でございます。

3項軽自動車税につきましては、登録台数が増加したことにより前年度より62万円余り増加し、5,554万2,900円となりました。

4項町たばこ税につきましては、昨年10月の税率改正により前年度を200万円余り上回る9,506万7,476円となりましたが、消費量は税率改正前と比べ2割程度減少しております。

5項特別土地保有税につきましては、存置項目であり、収入はございませんでした。

6項入湯税につきましては、課税対象となる入湯客数の減少により前年度を11万9,000円余り下回る111万7,650円の収入済み額となっております。

町税は以上でございます。

○議長（高橋 猛君） 次に、歳入2款地方譲与税から20款町債まで、企画財政課長から説明を求めます。

○企画財政課長（高橋 薫君） 11ページの2款地方譲与税から、15ページ10款交通安全特別交付



金までを一括し説明させていただきます。

2款から10款までは、予算と同額の調定、収入となっております。

14ページの9款地方交付税の普通交付税ですが、平成21年度と比較し3億4,995万9,000円、6.4%の増額となっております。これは、21年度新たに特別枠として地方雇用臨時特例債が創設されたことと、国の経済対策の一環として追加補正がされたことなどによるものです。

特別交付税については、前年度と比較し15%増額となっております。また、地方交付税を除いた譲与税の合計は、平成21年度と比較し0.5%の増額となっております。

次の11款からは、予算額に対して調定と収入が大きく違っている、または収入未済額がある箇所、備考欄の説明でわかりづらい箇所などを中心に、款ごとに説明させていただきます。

それでは、まず11款分担金及び負担金です。15ページ、1項1目2節保育料負担金の収入未済額ですが、現年度分未納額23万2,115円で、未納者6人、過年度分未納額13万4,780円で、未納者3人となっております。

次に、12款使用料及び手数料です。17ページ、1項5目1節観光使用料ですが、予算額に対して調定・収入額が400万円ほど減額となっておりますが、これは豪雪や震災の影響により雁の里健康センター利用者数が落ち込んだことによるものです。

6目1節住宅使用料の収入未済額ですが、現年度分未納額131万6,600円で、未納者19人、過年度分未納額218万7,907円で、未納者7人となっております。

18ページ、7目1節幼稚園使用料の収入未済額ですが、現年度分未納額8万2,008円で、未納者は2人、過年度分未納額4万6,580円で、3人の未納であります。

19ページ、2項2目2節清掃手数料の収入未済額ですが、ごみ袋販売手数料の過年度未納1件分であります。

次に、13款国庫支出金です。22ページをお願いします。2項5目1節道路新設改良費補助金ですが、予算額に対して調定・収入額が3,800万円ほど減額となっておりますが、これは社会資本整備総合交付金事業の一部を繰越明許費としたことによるものです。

23ページ、7目1節総務費補助金ですが、予算額に対しまして収入が2億4,000万円ほど不足しておりますが、これは国の経済対策である地域活性化・きめ細かな臨時交付金の22年度分を全額繰越明許費としたこと、21年度分の一部を事故繰り越しとしたことによるものです。

次に、14款県支出金です。26ページ、2項2目4節医療給付費ですが、予算額に対しまして600万円ほど不足していますが、福祉医療費が当初予測の伸びを下回ったことによるものです。

3目1節保健衛生総務費補助金ですが、予算額に対して調定・収入額が1,900万円ほど減額となっております。これは新型インフルエンザの予防接種を21年度より繰り越しし、実施しましたが、非課税や生活保護世帯の接種者が予算計上時の算出より少なかったことによるものです。

27ページ、5目2節農業振興費補助金ですが、予算額に対しまして調定・収入額が1,700万円ほど減額となっておりますが、これは農業生産施設等復旧対策事業を繰越明許費としたことによるものです。

30ページ、3項6目1節土木総務費委託金ですが、予算額に対しまして調定・収入額が200万円ほど増額となっております。これは、豪雪により除雪委託作業量がふえたことによるものです。

次に、15款財産収入です。32ページ、1項3目1節償還金ですが、これは秋田県建設技能センター出資金の返還金であります。

2項1目1節不動産売り払い収入の土地売り払い収入については、町の遊休地等7件を売り払いしたもので、立ち木売り払い収入は仏沢地区の間伐材を売り払いしたものです。

2目1節物品売り払い収入ですが、公用車、旧六郷東根小の不用品、建設廃材等を競り売りしたものです。

3目1節生産物売り払い収入ですが、ラベンダー摘み取り料でございます。

次に、16款寄附金です。33ページ、2目1節指定寄附金はふるさと美郷応援寄附金23件分でございます。

次に、17款繰入金です。同じく33ページ、2目の特別導入事業基金繰入金は、国に返還する国庫負担金分を基金より繰り入れしたものです。

34ページ、3目の百目木地区処分場基金繰入金は、百目木処分場の廃止に向けた調査等の財源として充当してございます。

5目地域雇用創出推進基金繰入金は、21年度普通交付税で特別枠として交付された分を積み立てた基金であり、そのうち雇用の創出につながる事業分を繰り入れし、充当しております。

6目地域振興基金繰入金は、合併特例債の償還が終わった額の範囲内で取り崩しを行い、地域振興のソフト事業に充当しております。なお、それにより突き出した一般財源を財政調整基金に積立しております。

次に18款繰越金ですが、これは前年度繰越金です。

次に、19款諸収入です。36ページの3項1目1節奨学資金貸付金元利収入の収入未済額ですが、現年度分未納額114万1,000円で、未納者17人、過年度分未納額134万8,900円で、未納者12人とな

っております。

また、2目1節高齢者住宅整備資金貸付金元利収入の収入未済額ですが、現年度分未納額17万3,404円で、未納者1人、過年度分未納額166万4,153円で、未納者4人となっております。

37ページ、4項2目1節民生費受託事業収入ですが、予算額に対して調定・収入額が900万円ほど減額となっております。これは配食サービスなど社会福祉協議会に再委託しておりますが、当初見込みより利用者が少なかったことによるものです。

38ページ、5項3目給食事業収入の収入未済額ですが、学校給食分であり、現年度分未納額48万5,195円で、未納者26人、過年度分未納額26万3,675円で、未納者11人となっております。

4目過年度収入の国庫支出金、県支出金ですが、保育所運営費負担金及び児童手当追加分でございます。

次に、5目雑入でございます。まず、収入未済額の内訳ですが、放課後児童健全育成事業保護者負担金で、現年度分3万3,000円で4人の未納者、過年度分2万5,000円で2人の未納者となっております。

次に、40ページの備考欄の上から5行目に過誤払戻戻金とあります。これは社会保険加入者の福祉高額医療費戻戻金と、21年度生活支援ハウス負担金の精算金が主なものです。

同じく備考欄の下段に雑入とありますが、これは福祉医療費第三者等納付金や実習生受け入れ時の謝礼金等でございます。

次に、20款町債です。1項2目1節農村整備事業債の予算額に対しまして調定・収入額が9,480万円の減額となっておりますが、これは圃場整備事業を繰越明許費としたことによるものです。

3目1節町道新設改良事業債の予算額に対しまして調定・収入額が3,820万円の減額となっておりますが、これは社会資本整備総合交付金事業の一部と町単独事業の一部を繰越明許費としたことによるものです。

2節都市計画事業債の予算額に対しまして調定・収入額が800万円の減額となっておりますが、これは防災まちづくり事業の一部を繰越明許費としたことによるものです。

その他、町債につきましては予算どおりの収入となっております。

最後になりますが、41ページ、一番下の合計の欄でございます。予算総額126億7,003万4,000円に対し、調定額123億4,257万8,561円、収入済み額122億2,951万8,577円、不納欠損額640万270円、収入未済額1億665万9,714円となります。

以上で歳入の説明を終わります。

○議長（高橋 猛君） これで歳入の説明を終わります。

次に、歳出の説明を求めます。

歳出1款議会費、2款総務費について、総務課長から順次説明を求めます。

○総務課長（小原正彦君） それでは、42ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費ですが、こちらは議会活動、議会運営に関する経費と、議会事務局職員の  
人件費が主なものでございます。それぞれ実績によるものです。

次に44ページの2目議会広報費ですが、こちらはお知らせ版としての議会内容の広報を3回、  
議会日程の広報を2回の合わせて5回の発行、それから議会だよりを4回発行しております。

次に、43ページから45ページにかけてです。2款1項1目一般管理費でございます。初めに、  
備考欄の充用・流用の内容ですが、会計管理費への流用2万円は職員の扶養手当に不足が生じた  
ことによる流用、参議院議員選挙費への流用20万円は参議院議員選挙時の時間外勤務手当に不足  
が生じたことによる流用、予備費からの1万3,000円につきましては、情報公開審査委員会委員報  
酬に不足が生じたことによる充用でございます。

歳出の主な内容について説明いたします。

こちらは総務課職員の人件費、職員の厚生関係経費、文書管理を初めとする通常業務遂行に要  
する経費のほか、行政区の機能強化、コミュニティー事業、町の功労者表彰、職員研修の事業な  
どを実施しております。

行政区機能強化事業としましては、1節の行政協力員報酬、それから19節の行政区活動支援交  
付金のほか、地域コミュニティー推進事業として19節中ほどにございます活力ある地域づくり事  
業交付金として20行政区、団体への地域づくりのための事業等への助成を実施してございま  
す。

また、地域活動拠点整備事業としては、6件の会館等の改修、増築事業への助成を実施して  
おります。

18節備品購入費でございますが、こちらは宝くじコミュニティー事業としてイベントや行事等  
で使用する展示用パネル60セットと、その収納運搬台2台の購入を実施してございます。

町の功労者表彰としましては、昨年12月開催の第59回全日本相撲選手権で優勝しました澁谷  
悟さんを町の功績者として1月2日の優勝祝賀会において表彰してございます。その関係経費と  
して1節表彰者審査委員報酬、8節の報償費により記念品等を支出してございます。

職員能力向上事業としましては、職員研修として44講座、113名の研修の経費として9節、12節  
等々に記載してございます。

13節の事務事業委託料のうち、20万円で町独自研修としてコミュニティー研修、法制執務研修を実施してございます。

なお、一般管理費の不用額の主なものは、3節退職手当の額の確定によるもの、11節につきましては書籍費のうちの追録代で22万2,000円ほど、12節の通信運搬費では郵便料で390万9,000円ほど、13節は事務事業委託料のうち例規作成委託料の残と職員健康診断委託料の実績による残、19節の活力ある地域づくり事業補助金の79万4,000円などが主なものでございます。

次に45ページ、46ページの2目行政推進費でございます。効率的な行政運営を目指した行政経営プラン推進事業として、22年度は人事評価研修を実施したほか、町と住民の協働によるまちづくりのための協同参画のまちづくり事業の活動拠点センターとしての「みさぼーと」の運営を実施してございます。22年度の「みさぼーと」の活動実績は107件のボランティアコーディネート、延べ1,018人のみさぼーターがボランティア活動を実施してございます。

不用額の主なものは、19節負担金としての中央行政センターの管理費負担金の実績による残が主なものでございます。

次に3目文書広報費ですが、こちらは町広報とお知らせ版の発行に要する経費で、不用額の主なものは広報の印刷単価の減による印刷製本費の残152万8,000円でございます。

○会計管理者兼出納室長（高橋辰巳君） 次に、4目会計管理費についてご説明いたします。

この経費につきましては、出納室職員の人件費並びに会計事務費に相当する経費を盛り込んでございます。

3節の職員手当等の不用額につきましては、職員の時間外勤務の実績に伴います残でございます。

それから11節の需用費につきましては、諸用紙の印刷製本費、これの予算の残でございます。

12節の役務費につきましてはの不用額33万1,000円ほどでございますが、これは金融機関のほうにお支払いしております振込手数料等の実績に伴います残でございます。

以上でございます。

○総務課長（小原正彦君） 次に、47ページ5目財産管理費ですが、備考欄の予備費からの充用134万1,000円の内容は、中央行政センター及び南行政センターの修繕に不足が生じたことにより28万円、庁舎管理費の宿直の際の警備保障委託料へ9万5,000円、役場庁舎の給水ポンプの故障による取りかえ工事に96万6,000円を充用してございます。

繰越明許費は、東日本大震災によりパソコンの処分ができなくなり、13節不用品処分委託料のうち25万6,000円を翌年度に繰り越したものでございます。

財産管理費では、役場庁舎の維持管理、公用車及び町有バス等々の維持管理、町有施設の保険料、松・杉並木の管理、町有林管理、町有地の管理、中央・南行政センターの管理などを実施してございます。

普通財産の管理事業費としましては、未利用町有地の売却に向けた調査を13節で実施してございます。22年度は2カ所の復元測量を行い、うち1カ所は公売により売却してございます。

町有林保育事業は、黒沢、大平地区、仏沢地区、湯尻龍川地区の保育事業として下刈り等を実施、仏沢地区では5.36ヘクタール、271.684立方メートルの搬出間伐を13節町有林保育事業委託料により実施してございます。

松・杉並木育成事業としては、千屋小学校の松並木の腐朽部分の加工処理と、落雪による事故防止として重機による雪おろしを13節千屋並木管理業務委託料により実施してございます。

庁舎管理費では、15節工事請負費の電気工事費及び施設整備工事費で、23年4月の課の配置替えに伴う改修工事を実施してございます。一般塗装工事は役場非常階段の塗装、施設改修工事は役場の渡り廊下のシーリング工事と南行政センターの階段の修繕、それから施設設備改修工事は役場の冷暖房機の改修と行政センターの火災報知器の改修を実施してございます。

なお、不用額の主なものは11節需用費の役場庁舎の光熱水費の節電等による残、管理用消耗品の公用車、町有バスの消耗品の実績による残、13節委託料は除雪作業委託料の実績による残が主なものでございます。

次に、49ページ6目の企画費の総務課分でございます。交通対策事業として13節の施設管理委託料、こちらは飯詰駅舎管理のための経費、19節の生活バス路線維持補助金として3系統5路線のバスの運行費補助、それから予約制乗り合いタクシー運行の経費として美郷町地域公共交通活性化協議会への負担金を支出してございます。なお、昨年度の乗り合いタクシーの運行の状況でございますが、2,350便の運行で、延べ利用者は3,073人、1便当たりの平均乗車人数は1.31人となっております。21年度に比べ、運行状況で23%、利用者で31.4%、平均乗車人数で0.09ポイントの伸びとなっております。

そのほか、男女共同参画社会推進事業として住民懇話会、親子チャレンジ教室、出前講座などを実施してございます。

以上でございます。

○商工観光交流課長（池田茂基君） 企画費の商工観光交流課関係でございますけれども、この費目中の主なものといたしましては、次ページの18節を通じてレンタサイクル6台を購入し町内に

配置、観光客等の利用に供していただいているところでございます。

その次の19節からは千畑、六郷、仙南及び中部・関西各地区のふるさと会へ補助金を交付したほか、定住促進といたしまして家屋、土地を取得し、他市町村から本町へ居住された世帯5件に対しまして奨励金を交付しているところでございます。

○企画財政課長（高橋 薫君） 同じく6目の企画費の企画財政課関係ですが、ふるさと美郷応援寄附金の推進に係る経費を支出してございます。

次の7目電子計算費ですが、電子システムの維持管理に要した経費のほか、情報システム強化費として基幹ネットワークサーバー、業務用端末を更新したほか、職員用パソコン52台を更新してございます。

また、14節の使用料及び賃借料の不用額につきましては、契約による請負差額でございます。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 51ページから52ページにかけてでございますが、8目の交通安全対策費です。これは交通指導隊や関係団体との連携した活動、カーブミラー、注意喚起標識などの安全施設設置など交通安全活動に要した経費で、各節の主なものとしたしましては、1節では交通指導員29名への報酬、9節は交通安全指導などの活動時費用弁償、11節ではカーブミラー等安全施設の修繕、次のページですけれども、19節ではチャイルドシート購入費74件分や他団体への補助金がございます。

9目の防犯対策費ですが、これは安全・安心な生活環境を整えるため、防犯指導員や関係団体との連携、防犯灯の管理などに要した経費で、各節の主なものとしたしましては1節の防犯指導員9名への報酬、9節では防犯指導等活動時の費用弁償、11節では防犯灯の電気料と修繕費のほか、19節は関係団体へ補助したものでございます。

続きまして、10目の諸費ですが県防衛協会及び美郷町自衛隊父兄会への補助金でございます。

次に11目の消費者行政費ですが、消費者が悪徳商法などさまざまな被害に遭うケースが増加しておりまして、被害防止のためのパンフレット制作、配布を行い、啓発を行った経費でございませ

○商工観光交流課長（池田茂基君） 12目の交流促進事業費でございますが、この費目からは「うりこめ美郷応援」関係、学習交流関係、友好交流関係の経費を各節から支出しておるところでございませ。「うりこめ美郷応援」関係といたしましては、主に友好都市でございます東京都大田区でのイベントを通じた物販促進活動に加えまして、美郷米の販路拡大に向けた米の卸小売店に対する販売調査のほか、本町への産地訪問ツアー、美郷米圃場、いわゆる田園アートの製作な

どを通じた情報発信を行っているところでございます。これらの事業の一部は、13節を通じ農業振興センターに委託しているほか、地域間交流会などを通じ実施しているところでございます。

学習交流関係といたしましては、美郷町都市農村交流推進協議会へ補助金を交付し、農作業体験の少年等の受け入れなどを進めております。また、本町の農村地域と都市、互いの生活を体験し合う児童派遣等総合交流事業を地域間交流会を通じて行っております。友好交流関係では、大田区ふれあい広場、大田フェスタへの参加や友好交流コンサートなどを地域間交流会を通じて行っているところでございます。

○総務課長（小原正彦君） 13目公共施設再編事業費ですが、公共施設再編計画に基づき実施したものでございます。平成22年度は役場第2庁舎改修事業、六郷公民館解体事業、六郷プール解体事業、中央公園連絡道路駐車場工事、学友館前駐車場の拡張工事などを実施してございます。

また、空き施設等活用検討委員会は、町内各種団体、先進地の研修を含み、10回の検討会を開催してございます。12月に活用方針、3月には活用計画を答申しているところでございます。

郷土資料館調査検討事業は、建築士と歴史建築の専門の先生方2名による郷土資料館の調査時の謝礼と費用弁償の支払い分でございます。

次のページ、54ページをお願いします。

14目地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業費でございます。こちらは平成21年度の国の地域活性化対策、経済対策として創設された事業で、全額平成21年度からの繰り越し事業でございます。繰越額2億3,915万5,000円に対し、平成22年度中の実施額が2億2,383万5,089円で、3月の東日本大震災により道路整備事業の3路線と道路案内看板表示補修事業、合わせて1,251万7,850円が翌年度、平成23年度への事故繰り越しとなっております。

平成22年度の実施事業の内訳は、雇用対策事業として公共施設等の環境整備事業など4事業、環境対策事業として防犯灯改修事業、景気対策事業として学校施設環境整備事業など7事業、生活の安心確保対策事業として道路整備事業など11事業、合わせて23事業を実施してございます。

次に、15目地域活性化交付金事業は平成22年度の円高デフレ対策のための緊急総合経済対策として、地域の目線に立った支援の拡充、地方公共団体によるきめ細かなインフラ整備として、きめ細かな交付金と住民に光をそそぐ交付金事業として実施するもので、きめ細かな交付金事業としては2億1,765万7,000円、住民に光をそそぐ交付金事業としては5,254万円となっており、平成23年度3月に補正し、全額平成23年度への繰り越しとなったものでございます。

○税務課長（小原隆昇君） 2項徴税費でございますが、1目税務総務費は職員人件費が主なもの



でございます。

次の56ページに続きます2目賦課徴収費につきましては、納税通知書の印刷費、法改正に伴う電算システムの修正に係る委託料、納税貯蓄組合への補助金が主なものでございますが、22年度では地方税ポータルシステム、通称e L T A Xの導入をいたしまして国税との連携を図ったほか、企業等からの給与支払い報告書、法人町民税等の申告の電子化を図ってございます。

不用額の主なものでございますが、19節負担金補助及び交付金につきましては、納税貯蓄組合単組への補助金につきまして、納付割を5年間かかってなくしてございます。その最終年度に当たりまして、補助残ということで不用額が出てございます。

以上でございます。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 3項1目の戸籍住民基本台帳費ですが、これは戸籍関係、住民票、印鑑証明等諸証明の交付事務に要した経費でございます。

なお、発行総数の各庁舎が占める割合でございますが、役場庁舎が64%、六郷出張所が19%、仙南出張所が17%となっております。

○総務課長（小原正彦君） 次に58ページ、4項1目選挙委員会費でございます。こちらは選挙管理委員及び選挙管理委員会に関する経費で、実績によるものでございます。

2目選挙啓発費でございますが、選挙啓発として明るい選挙推進協議会委員の参加報酬、ポスターコンクール等、実績によるものでございます。

3目参議院議員選挙費から60ページ6目美郷町千畑土地改良区総代総選挙費までは、それぞれの選挙に係る経費でございます。いずれも実績によるものでございます。

○企画財政課長（高橋 薫君） 5項統計調査費ですが、1目からは事務的経費を、2目からは国勢調査を初めとする5つの基幹統計に要する経費を支出してございます。

○総務課長（小原正彦君） 6項1目監査委員費でございますが、こちらは監査委員に係る経費、監査等に関する事務経費の実績によるものでございます。

○議長（高橋 猛君） 次に、3款民生費について福祉保健課長から順次説明を求めます。

○福祉保健課長（前田忠秋君） 3款民生費であります。62ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費からご説明いたします。

社会福祉総務費では、民生委員の推薦会の開催を初め献血活動への協力、地域で活動していたっている社会福祉の各種団体への補助を通じた地域福祉活動の推進及び強化を図ってまいりました。ほぼ予算どおりの執行となっております。献血事業や社会福祉団体への助成の内容等につ

きましては、事業概要書28ページから33ページに記載してございますので、ごらんください。

13節及び19節については、システム経費の改修費用での実績並びに福祉センターの管理費の実績により不用が生じておるところでございます。

続きまして、63ページから65ページ前段までをごらんください。

2目障害者福祉費であります。ここでの費用の主なものは、障害者自立支援法に基づき、各事業所が提供する障害者福祉サービスに要した費用であり、具体的にはサービスを利用するために障害の程度を認定する障害程度区分認定審査に係る経費、事業所がサービスを提供した介護や訓練に関する給付費、その他障害を有している方に対して行う相談支援やストマ等の日常生活用具の給付事業であります。

主な不用額といたしましては、64ページ13節委託料にあります日中一時支援事業や移動支援事業、20節扶助費にあります介護給付訓練等給付費であり、いずれも障害を有する方のサービス利用に要する費用であります。利用者の方はその日の心身の状態によりまして必ずしも決まった利用ができないといった場合が多ございまして、利用料に影響が出ているものであります。

続きまして、65ページから67ページ下段までをごらんください。

3目高齢者福祉費であります。高齢者福祉費は、敬老会や金婚をお祝いする会の開催、長寿祝い金の支給、2市1町で構成する広域の介護保険者である大曲仙北広域市町村圏組合から受託する介護予防事業や、高齢者世帯の緊急時の対応、安否確認などのための緊急通報装置、いわゆるふれあい安心電話の対応、高齢等により調理が困難となり栄養バランスのとれた食事の提供と安否確認を兼ねました配食サービス事業、介護保険サービスの対象とならない高齢者の方を対象といたしました通所による生きがいデイサービス事業、養護老人ホームへの入所措置者に係る措置の費用、温泉利用料やはり・きゅう・マッサージの施術費用の助成事業のほか、22年度は10分の10の補助率であります。六郷地区の小規模多機能型居宅介護事業所の建設費用及び町内のグループホーム2カ所におきますスプリンクラー等の工事費に対します補助に係る国または県からの補助金などが主なものでございます。

主な不用額といたしましては、8節報償費におきまして長寿祝い金の支給対象者の実績によるもの、11節需用費におきまして敬老会において使用するパンフレット等を自前で印刷したことによるもの、12節役務費におきまして生活機能評価検査の受診者の実績によりまして、結果通知書の発生件数が減少したことによるもの、続きまして13節委託料でございます。要素は3つございまして、1つ目は社会福祉協議会へ委託しておりますふれあい安心電話委託事業でございますが、

今まで使用してきました安心電話の電池パックにつきまして液漏れ等のおそれがあるとのことから、新しい機種において更新することとしておりました。しかしながら、休日・夜間の対応をしております県社会福祉協議会から市町村社会福祉協議会に対しまして、県内のシステム全般を更新する計画があるとのことであり、指示があるまで機器更新についてストップする旨の指示がございました。そのことによりまして、着手までに時間を要したこと、最終的には22年度にシステム更新が行われないこと等が決定したことを受けまして、現在使用している機種によりまして更新を行った結果、機器本体及び設置工事費用に差が生じたものであります。

2つ目、軽度生活援助事業でございます。不用額が出ておりますが、これは本年1月の豪雪に伴いまして除雪を希望する方が増加することに伴い、利用限度時間を超えて除雪を依頼する可能性が高まりました。そのようなことから、補正予算により平成22年度に限り上限を撤廃したところであります。しかしながら、2月以降の降雪量がふえなかったということによりまして影響が出ているものでございます。

3つ目の要素でございます。広域からの受託事業であります早朝総合健診の際、もしくは社会福祉協議会へ委託して実施している特定高齢者把握事業、同じく社会福祉協議会へ委託しております要介護認定において自立と認定された方を対象といたしますホームヘルプサービスの派遣事業、紙おむつ支給事業、生きがいデイサービス事業の実績によりまして不用が生じているものであります。

14節の不用でございますが、これは中央ふれあい館におきまして震災により休館等を行ったことにより減額となったものでございます。

19節負担金補助及び交付金の不用でございます。これは老人福祉施設措置費負担金におきまして、養護老人ホームの入所措置に関して平成22年度後半に措置人員が増加する可能性がございました。結果といたしましては、年度を超えての入所措置となったことによりまして、措置人員の増減による影響によるものでございます。

20節扶助費の不用でございます。これは、在宅で寝たきりの方などを常時介護されているご家族に月額1万円の介護者手当を支給する介護者支援事業でございます。対象である要介護4または5、もしくは身体障害者等級1種1級といった方を対象としてございますが、これらの方々をご自宅で介護している方の実績によるものでございます。

続きまして67ページ下段から68ページをごらんください。

4目医療給付費であります。福祉医療制度の事務費や医療費のほか、国民健康保険、老人保健、

後期高齢者医療の各特別会計への繰出金の支出が主なものであります。

主な不用額といたしましては、68ページ、20節扶助費であります。これは、福祉医療制度による医療扶助であります。22年度における医療費の当初予測の伸びを下回ったこと等により2,600万円強の不用額が生じているところであります。

次に、3款2項1目児童福祉総務費であります。68ページ下段から69ページをごらんください。これは、児童館事業といたしまして、もとだて児童館等におきまして遊びや集団活動を通し、子供たちの育成を目指し実施してまいりました各種事業の経費が主なものであります。ほぼ予算どおりの執行となっております。詳細につきましては事業概要書59ページにございます。

続きまして、69ページ中段をごらんください。

2目児童手当費であります。児童手当につきましては本来年3回の支給で、支給月が6月、10月、2月となっております。平成22年度におきましては子ども手当が開始されたことによりまして、児童手当からの支出は2月分、3月分のみとなったことに伴いまして不用額が生じているものでございます。

続きまして、69ページ下段から70ページ中段にかけて、ごらんください。

3目子ども手当費であります。平成22年度より開始いたしました子ども手当であります。支給額1万3,000円を中学生までの者を対象として支給するものでございます。

主な不用額といたしましては、20節扶助費であります。これは、親御さんが公務員の場合につきましては職場から支給されますが、それらに係ります支給対象者数の確定に伴う不用であります。

続きまして、70ページ中段であります。

4目ひとり親家庭福祉費であります。これは、ひとり親家庭に対する支援に係るものでありまして、小学校及び中学校卒業者に激励記念品といたしまして図書カードを差し上げた費用でございます。詳細につきましては、事業概要書61ページをごらんください。

次に、5目児童福祉施設費の一部福祉保健課分であります。70ページ下段からになります。もとだて児童館に係ります施設管理費であります。ほぼ予算どおりの執行となっております。13節委託料におきまして今般の豪雪の関係で補正により2回分の除雪委託料を計上いたしました。2月以降の降雪が落ちついたことによりまして、除雪回数が1回で済みましたので10万4,000円の不用が生じているところであります。

以上であります。

○教育施設課長（梅山正之君） 同じく5目児童福祉施設費ですが、そのほかは児童遊園地の管理費と仙南、六郷、千畑保育園の運営と、施設の保守管理及び通園バスの運行に要したものでございます。年度末においての入園実数は全体で470人となってございまして、主にゼロ歳児の保育増が要因となりまして、前年度より15人増加しております。

7節賃金では、21年度から各園に配置しております看護師であります。急な発熱、けが等による処置を359人に実施しており、園児の保健対応に成果を上げております。

13節委託料では、老朽化した六郷保育園の施設整備方針策定のための調査委託を実施してございます。

需用費の不用額の主なものは、実績によります施設管理運営にかかわる燃料費、それから光熱水費、給食の賄い材料費でございます。

予備費充用につきましては、仙南保育園の床暖房設備の修繕を実施しております。

○教育次長兼教育総務課長（須田 喬君） 73ページ、6目の子育て支援費でございますが、子育て支援センターで実施している就学前児童の一時保育や保護者就労等による不在家庭対策を実施する放課後児童クラブの人件費や、仙南地区の放課後児童クラブへの小学校の迎いのバス委託料が主な経費でございます。放課後児童クラブには、3地区合わせて111人が登録されています。

入園しないで在宅で子育てしている方々への支援についてですが、こちらは3地区合わせて1,988人の乳幼児の参加でありました。一時保育については、延べ756人の利用がありました。

不用額の主なものは、需用費の施設にかかわる燃料費、光熱水費、管理用消耗品、放課後児童健全育成事業の食糧費などでございます。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 74ページをお願いいたします。

3項1目は国民年金事務費で、関係法例書籍代が主なものでございます。

4項1目20節の扶助費ですが、災害罹災者支援事業といたしまして火災罹災者への見舞金支給を行ったものでございます。住宅全焼3棟、死亡者2名が対象となっております。

○議長（高橋 猛君） 次に、4款衛生費について福祉保健課長から順次説明を求めます。

○福祉保健課長（前田忠秋君） 4款衛生費でございます。決算書74ページ下段から76ページにかけて、ごらんください。

4款1項1目保健衛生総務費から説明いたします。これは、保健センターの管理費のほか、健康づくり、食生活改善、自殺予防対策の一環である心の健康づくりに要する費用でございます。

主な不用額といたしましては、8節報償費におきまして健康づくり推進員報酬の実績によるも

の、11節需用費におきまして保健センターの燃料費や光熱水費の実績によるもの、13節委託料におきまして保健センターの消防設備や清掃委託料の実績によるもの、14節使用料及び賃借料におきまして、保健センターで使用するコピー機の使用料実績によるものであります。

続きまして、76ページ下段から78ページにかけて、ごらんください。

2目予防費であります。この予防費では、予防接種法に基づくものやインフルエンザ、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン等の各種の予防接種を初め、特定検診、胃がん検診を初めといたします各種のがん検診や保健指導、乳幼児健診、妊婦健診等に要する費用であります。

主な不用額といたしましては、7節賃金における不用が生じておりますけれども、これは乳幼児健診の際の臨時の看護師や歯科衛生士の賃金実績によるものであります。

次に、11節需用費であります。これは乳幼児健診の際に使用する栄養指導用の材料費や、ポリオ等のワクチンの購入実績によるものであります。

13節委託料及び19節負担金及び交付金におきまして3,300万円弱の不用が出ておりますが、これらはまずは21年度から繰り越しましたインフルエンザ予防接種費用のうち生活保護及び町民税非課税世帯の割合として、当時国において見込んだ量と実態に乖離があったものでございます。当時の状況下といたしましては、接種される対象者の実数自体が不確実かつ予測が困難である中で実績が下回ったことによるものであります。

2つ目の要因でございます。1月以降、子宮頸がん予防ワクチン接種が全国で開始されたことに伴いまして、ワクチン自体の需要が供給を上回ったことによりまして供給不足に陥りました。それらによりまして不用が生じているものでございます。

3つ目の要因でございます。ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチンについてでございます。これは本町では2月より接種助成を開始したところでありますが、直後に全国で幾つかの死亡事例が発生したことによりまして、年度内中、全国で接種が中止されたことによるものであります。

以上であります。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 78ページをお願いいたします。

3目の環境衛生費ですが、これは環境衛生全般にかかわる経費でございます。各節の主なものにつきましては、13節、説明欄の調査委託料、環境水質調査分析委託料は、百目木地区最終処分場閉鎖のための閉鎖計画業務委託と、閉鎖に係る処分場及び周辺部の水質調査業務委託でございます。

また、15節の電気通信工事はグリーンニューディール事業によります六郷中央地区の防犯灯189基の取りかえ工事と、百目木地区最終処分場モニタリング用井戸の施設工事を行ったものでございます。

19節は斎場の負担金、斎場の使用料として支出したものでございます。

続きまして、4目の水環境保全事業費でございます。79ページから80ページにかけてでございますが、これは水環境保全条例の目的達成のために行った水環境プロジェクト事業の経費で、「水を守ろうプロジェクト」といたしましては水源地域、湧水群、河川などの保全活動のための事業の実施、「水を学ぼうプロジェクト」といたしましては水を大切にすることを喚起する各種学習機会の提供、「水を楽しもうプロジェクト」事業といたしましては、恵まれた自然環境についての認識を深めるための「水の里シンポジウム」などのイベント開催や公園の整備など、各課が横断的に取り組んだ事業に要した経費でございます。

次のページの19節の不用額につきましては、浄化槽水質環境補助金申請が設置者の7割程度と、また浄化槽設置補助交付金の申し込みが計画より少なかったことによるものです。

なお、各課で取り組んだ事業につきましては、決算説明書の82ページから84ページに記載しておりますので参照していただきたいと思っております。

次のページ、2項1目の清掃費ですが、ごみ処理に関する経費で、1節は廃棄物減量等推進委員報酬116行政区分と、11節では印刷製本費は家庭ごみの分け方・出し方保存版冊子の印刷費、それから12節は町指定ごみ袋販売手数料、13節の委託料は町内4業者へのごみ収集委託料と、ごみ袋作成委託料、シルバー人材センターへの粗大ごみの収集受け付け事務、19節は大仙美郷環境事業組合の負担金のほか、ごみ集積施設設置補助などが主な支出となっております。ごみの集積施設設置補助は六郷地区13件の申請がありました。

○建設課長（照井智則君） 81ページをお願いいたします。

3項1目19節は長面小規模水道組合への配水ポンプ交換に対する補助金と、水質確保のため本堂地区簡易水道組合、長面小規模水道組合への水質検査の補助金です。

28節は事業者への償還及び事業の円滑な推進を図るため、簡易水道事業特別会計への繰出金でございます。

○議長（高橋 猛君） 説明途中でありますが、ここで10分間休憩します。

（午後 2時01分）

(午後 2時11分)

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5款労働費について商工観光交流課長から説明を求めます。

○商工観光交流課長（池田茂基君） それでは81ページ、5款から始めさせていただきます。

1項1目労働諸費です。ここでは、求職者に対するハローワーク求人情報の提供や、出稼ぎ者約110人の安全就労のための互助会加入促進、また就労前、就労中の健康診断を町内外の医療機関への委託により行っているところでございます。

また、次ページになりますが、就職支援として休職中の人が大曲地域職業訓練センターで行っている技術研修会に参加した際、受講料を全額補助する教育訓練支援補助金を19節から交付しているところでございます。

2目雇用対策費でございますが、ここを通じて緊急雇用創出臨時対策事業とふるさと雇用再生臨時対策事業を行っております。緊急雇用では、役場内7課13事業を通じて42人を短期雇用いたしました。常時雇用を目的としたふるさと雇用再生では、水を使った新たな特産品開発事業を委託することにより、3人の常時雇用を確保しているところでございます。13事業につきましては、別冊の説明書のほうに詳細を掲げてあります。恐縮ですがそちらのほうをごらんください。

13節で114万8,000円余りの不用額が出ておりますが、ふるさと雇用再生臨時対策事業で委託した事業の精算による残でございます。

○議長（高橋 猛君） 次に、6款農林水産業費について農業委員会事務局長から順次説明を求めます。

○農業委員会事務局長（渋谷新一君） 83ページから84ページ上段までの6款1項1目、農業委員会費です。

農業委員会の所掌事務である農地法、基盤強化促進法、農業者年金基金法、その他法令による事務事項の処理に要した経費が主なものでございます。農地法改正により、13節は農地法基本台帳のシステム改修、18節はパソコン機器の購入に要した経費が主なものでございます。

以上でございます。

○農政課長（深澤克太郎君） 同じく2目農業総務費ですが、農政課職員の人件費が主なものでございます。

3目農業振興費であります。国の農業施策の大転換となりました戸別所得補償モデル対策の事務や、中山間地域等直接支払交付に関する経費並びにふれあいセンターの管理に要する経費が



主なものです。22年度産の米の生産数量目標配分率は66.3%でありました。国の個別所得補償モデル事業交付金など16億200万円余りは、町の会計を通さず国から直接、加入農家に助成金額の減額が与える影響を緩和するための県の地域水田農業支援緊急対策交付金1,400万円及び19節にあります町の水田農業激変緩和対策事業補助金は、町の水田農業推進協議会を通じまして農家に支払いしております。さらには、やさい販売応援激変緩和対策事業で野菜等のブランド販売額3億5,200万円に対し、2%の販売助成をしております。これらの事業によりまして、農業者の生産意欲の向上や、とりわけ影響が大きい集落営農組合や農業生産法人等の安定経営が図られました。

また、傾斜等による農業生産条件の条件不利な中山間地域農用地を所有する3地区に対し、中山間地域等直接支払事業により、農業生産活動の維持管理を充実した耕作放棄地の発生防止等の多面的な機能が確保されております。

次に86ページ、4目美郷ブランド確立費でございます。19節の美郷産“ゆうきで元気”応援事業補助金は、堆肥センターで生産・供給された堆肥1,002トンへの購入助成であります。ことしは春先の雪解けが遅く、3月の散布面積が大幅に減少してございます。そのために不用額が出てございます。

それから、夢プラン応援事業費補助金であります。事業費1億950万円の48経営体に助成をしております。この事業によりまして、戦略作物の産地拡大と担い手育成のための機械、施設等の導入と、繁殖肉用牛の導入が図られまして、農業経営の安定化が図られております。

また、販売拡大応援事業では冬期のブランド品目の拡大や加工品販売に対し、5%の助成をしております。22年、23年の豪雪対策として、パイプハウス等の農業生産施設普及対策事業費補助金を3月に補正予算計上いたしましたが、事業完了が23年度となるため全額翌年度繰り越ししてございます。

次に、5目担い手対策費であります。農業後継者の農業簿記講習会の開催や、農業研究施設での2年間の研修を受けるフロンティア農業者研修奨励事業を行ってございます。21年、22年度で野菜の施設で1名、酪農の施設で1名が研修を終了し、農業後継者として現在就労し、活躍しております。本制度での研修終了は7名となっており、またそのほかに農業経営基盤強化資金、スーパーL資金の助成であります。60名の農家、経営体に日本政策金融公庫の融資に対する利子助成をしております。

次に、6目農業振興施設管理費であります。町で建設した農産物直売所4施設の管理委託料と、指定管理施設の修繕料が主なものです。

88ページをお開きください。

7目の畜産業費であります。町の畜産振興に要する経費で、需用費の中にあります修繕料はアクティセンターの水中ポンプや堆肥センターのタイヤドーザーの修繕費用です。

委託料はアクティセンターの管理業務で、株式会社美郷の大地が受託、管理しております。会社では約2,500トンの「安心堆肥 美郷の大地」を生産しており、これまで以上に安全・安心な美郷産農産物の生産に供給するため、堆肥を供給してまいります。

また、優良和牛の飼育奨励事業により34頭の優良牛を導入し、安定した畜産経営が図られております。

次に、8目農村整備費であります。農地の効率的な活用促進のため、土地改良事業の推進と農地・水・環境保全対策事業の事業費や農村公園の管理業務委託料が主なものであります。

19節には、大区画圃場整備実施区域への事業負担金、土地改良事業償還金、水路等基幹整備への負担金、土地改良事業団体への助成、農地・水・環境保全向上対策事業負担金があります。22年度の経営体育成整備事業では、本堂城回地区101.2ヘクタール、羽貫谷地地区38.4ヘクタールの面工事、それから六郷整備地区の補完工事、大畑地区の全体設計を実施しております。

なお、22年度補正予算計上しておりました経営体育成整備事業負担金は、全額翌年度に繰り越ししております。

○建設課長（照井智則君） 続きます。同じ8目の中の建設課関係をご説明いたします。

11節の需用費の一部、12節役務費、13節の施設管理料委託料は、あったか山グリーンパーク、千畑農村公園、下鍵田農村公園の維持管理のための経費です。

また、13節の農村公園管理委託料は、27カ所の農村公園の良好な維持管理を図るための経費です。

次のページの28節は、事業債の償還及び事業の円滑な推進を図るための農業集落排水事業特別会計への繰出金です。

以上です。

○税務課長（小原隆昇君） 9目国土調査費につきましては、職員人件費のほか、仙南地区69ヘクタールの現地調査を実施した際の一筆測量の委託料が主なものでございます。

9節旅費につきましては、支出済み額がゼロで全額不用額となっておりますが、これにつきましては国に対する認証の書類をこれまで職員が持参しておったものが郵送に変わったため、全額不用額となったものでございます。

なお、3月11日に発生した平成23年東北地方太平洋沖地震によりまして地殻の変動があったため、調査成果に係る国の認証が現在受けられなくなっております。現在、国土地理院におきまして基準点の座標確定のための測量を行っておりまして、新たな基準点座標が公開され次第、所要の数値補正を行い、認証手続に入ることとしてございます。

○農政課長（深澤克太郎君）　続きまして、91ページ、92ページをお願いいたします。

2項林業費1目林業費であります。森林の多面的な機能の維持管理、地域林業の育成、松くい虫防除対策が主なものであります。松くい虫の防除は6月に仏沢公園、一丈木公園で10ヘクタールを地上散布し、11月には被害木4本を伐倒駆除いたしました。さらに1月から3月まで雁の里山荘周辺、それから千畑松並木、一丈木公園、坂本東嶽邸の松212本に樹幹注入しております。また、国県の森林整備地域活動支援交付金によります45年生以下の人工林651.16ヘクタールを対象に、整備施業実施区域の明確化を図っております。以上であります。

○議長（高橋 猛君）　次に、7款商工費について商工観光交流課長から説明を求めます。

○商工観光交流課長（池田茂基君）　7款1項1目商工総務費でございます。職員人件費のほか、8節に場外車券売り場環境対策経費、12節にCM大賞参加料などの経費を支出したほか、19節県観光連盟など加盟団体への負担金等、円滑な商工行政の推進に総合的に努めてきたところでございます。

続きまして、93ページの下から94ページ、2目商工振興費でございますが、ここを通じた主な事業でございますが、地販地消関係では町内や地元商店等を紹介するプロモーションビデオを13節の委託費を通じて作成、次ページの19節からは一番上の補助金になりますが地販地消応援の店に対してあんどんの設置を補助しております。

美郷まんま、美郷たぬ中の商品化に対しては中ほど、地販地消推進事業費補助金を交付したほか、プレミアムつき商品券の発行事業にも補助金を交付し、地販地消を推進いたしました。

企業誘致関係では、町内の誘致企業3者に対して、同じく19節から奨励金を交付しております。

中小企業への支援では、これも19節を通じ、町内の商店、事業所が連携して購買の向上、消費者の利便性を高めるような事業を行った際の地域商店等活性化事業費補助金を交付したほか、中小企業振興資金補助金などを交付しております。

21節から町内金融機関に資金を預託することにより、中小企業等への運転資金、設備投資資金の貸し付けを行っております。22年度末の貸し付け残高は199件、およそ9億5,200万円でございます。

ます。

19節全体で126万1,000円余りの不用額が出ておりますが、商工会補助金、中小企業振興資金保証料補給等補助金、地販地消応援の店あんどん設置費補助金などの予算残でございます。

3目観光費でございます。ラベンダー園を含む大台野広場、雁の里山本公園初め、わくわく広場、公衆トイレ、観光施設管理など多岐にわたる観光事業を行っております。

96ページ、15節からの支出は雁の里山本公園内の公衆トイレの解体工事でございます。このほか観光団体への補助金のほか、千畑ヘルス観光株式会社施設管理運営費補助金、町並み環境整備事業に係る景観推進整備事業費補助金も交付しております。

95ページの11節全体で102万9,000円余りの不用額が出ておりますが、これは大台野広場、雁の里山本公園公衆トイレの光熱水費、その他看板等観光施設の修繕料、ポスター印刷費用の残でございます。

続きまして、96ページ下の4目温泉施設費でございます。ここは、直営施設である雁の里湯とびあ温泉の管理運営経費を主として、千畑温泉、六郷温泉の運営及び施設整備費を支出しております。

15節から支出しております経費の主なものは、雁の里温泉の1号、3号源泉ポンプのつけかえ工事、六郷温泉の源泉ポンプ修繕工事、揚湯管の交換工事などでございます。

なお、町内3温泉全体の利用総数は31万7,803人、温泉のみでは25万9,308人の利用者となっております。

11節需用費で618万円余りの不用額が出ておりますが、千畑温泉の光熱水費、雁の里温泉の光熱水費、燃料費の残が主なものでございます。震災における休業の影響が最も大きいものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） 次に、8款土木費について建設課長から順次説明を求めます。

○建設課長（照井智則君） 98ページをお願いいたします。

8款1項1目土木総務費でございますけれども、建設課職員の人件費が主なものでございます。

続いて2項1目は、13節の委託料の道路改良及び金西圃場整備の地区の西部地区と北部地区の道路認定に伴う道路台帳作成業務委託と、19節の各種協議会への負担金が主なものでございます。

なお、22節の補償補てん金は、道路用地の未登記処理に伴う補償費でございます。

次に、2目道路維持費でございます。町道の維持及び除雪作業及び除雪機械の整備に要した経費で、冬期交通の確保に係る経費が主なものです。豪雪による除雪車の一斉出動が31回、除雪総経費が2億3,583万9,000円となっております。

15節の工事費は、パッチングなどの舗装修繕のほか、側溝補修や路肩復旧工事が主なものでございます。

18節は除雪ドーザー3台の購入費です。

不用額でございますけれども、7節、11節、13節、14節は除雪費の補正後におきまして2月以降の降雪が予想より少なく、除雪車の出動回数が少なかったことによるものでございます。

次に、100ページから101ページをお願いいたします。同じく3目でございます。町単独事業といたしまして町道7路線、社会資本整備総合交付金事業として18路線の道路改良舗装工事、測量調査3路線、交通安全対策事業や橋梁長寿命化計画の策定のための調査を実施し、交通の利便性や歩行者の安全性の向上・確保を図っております。

なお、13節の委託料、15節の工事請負費、17節公有財産購入費の繰越明許費は、豪雪及び東日本大震災により23年度へ繰り越しとしたものでございます。

また、不用額でございますけれども、11節、14節、15節は事業費の精査によるものでございます。

次に、102ページをお願いいたします。同じく2項4目でございますけれども、向川橋の修繕工事が主なものでございます。

次に3項1目でございます。河川愛護に関する経費が主なものですが、15節は千畑地区東ノ沢側のしゅんせつ工事費です。

19節は河川愛護団体への負担金、それらが主なものでございます。

次に、102ページの下のほうから103ページに入ります。

4項1目の都市計画総務費は、協議会負担金や書籍代等が主なものでございます。

4項2目の都市公園費ですけれども、都市公園等の維持管理に要した経費が主なもので、13節は公園施設管理業務9件の委託料です。

15節は南運動公園の相撲場鉄骨屋根の塗装、鉄骨塗装工事、18節は遊具1基及び土俵用シーートの購入経費です。

不用額でございますけれども、管理の効率化と管理委託料の請負差額によるものが主なもので

ございます。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 104ページをお願いいたします。

3目のまちづくり推進費につきましては、安全・安心なまちづくり実現に向けた事業といたしまして、防災施設等の整備を行ったものでございます。主なものにつきましては、15節では建築一式工事では9分団の防災コミュニティーセンター1棟の建築工事、電気通信工事といたしましては防災行政無線子局35基の設置や、J-アラートのシステム変更工事、防犯灯74基の設置、17節では飯詰駅前の多目的広場の整備のための用地取得に要したものでございます。

また、18節は防災資機材運搬車を仙南地区に5台投入した経費でございます。

なお、15節の繰越明許費につきましては、豪雪や震災の影響によりまして六郷地区の流雪溝工事を繰り越したものでございます。

○建設課長（照井智則君） 続きまして、104ページの下から105ページにかけて、お願いいたします。

5項1目28節は事業債の償還及び事業の円滑な推進を図るための下水道事業特別会計への繰出金でございます。

6項1目でございますけれども、町営住宅12施設189戸の適正な維持管理のために要した経費です。主なものは、11節の住宅の小規模な修繕、12節は水質検査手数料及び火災保険料、13節は地震防災マップの作成委託経費、専用水道施設管理委託料、井戸洗浄経費、排雪作業が主なものでございます。

15節は小安門住宅の浴室防湿工事の経費です。

19節は太陽光発電システム普及補助金19件分です。

不用額ですが、13節は除排雪経費の精査、15節は住宅防水工事の請差、19節は太陽光発電システム普及補助金の申請額の確定によるものです。

13節、15節の事故繰り越しは、東日本大震災により23年度へ委託料と工事費を繰り越したものでございます。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 次に、9款消防費について、住民生活課長から説明を求めます。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 106ページをお願いいたします。

9款1項1目の常備消防費でございますが、広域消防への負担金でございます。

2目の非常備消防費ですが、これは町消防団にかかわる報酬、費用弁償や各種大会に要した経

費が主なものでございます。

なお、1節と9節の不用額につきましては、消防団員の減によるものでございます。

同じく3目の消防施設費でございます。108ページにかけてでございますが、これはポンプ庫、防火水槽、積載車、消防消火栓等の消防施設の維持管理に要した経費です。主なものといたしましては、8節は防火水槽、消火栓、ポンプ庫などの除雪等報償費、次のページの15節の建築一式工事では、旧ポンプ庫4棟の解体に要したものであります。また、19節は六郷東部地区簡易水道事業実施に伴い、8基の消火栓を設置したものでございます。

続きまして、4目の水防費は水害の警戒や災害出動のための費用でございますが、22年度は横手川、矢島川の警戒出動が2回ありましたが、水害は起こらなかったため、各節不用額となっております。

次に5目の災害対策費でございますが、住民生活課関係では11節の管理用消耗品といたしましてタオル類、懐中電灯、備蓄用食品購入費でございます。

また12節の役務費は、防災無線に係る回線使用料でございます。

19節の自主防災組織活動費補助金は、116行政区のうち98集落で組織化されておまして、うち60集落から補助金申請がありました。実績のあった55集落に補助金を交付しております。また、住宅火災警報器設置補助は665件の実績がありました。設置率は8月現在で46%と推計しております。

○総務課長（小原正彦君） 続いて総務課分、東日本大震災に係る分でございます。1,458万2,000円を予備費から充用して対応しているところでございます。内容は、職員による住民の安否確認、こちらは3月12日早朝、出勤前の安否確認を実施してございます。それから避難所3カ所の設置運営経費、公共施設の機能維持のための自家発電対応、それから地震による消火管、水道管の破損、南行政センターの破損による修理経費のほか、大船渡への救援物資の搬送、被災者の避難所の開設と運営、それらの経費のほか県町村会を通じた義援金の支出など、総額で1,457万6,610円を予備費より充用し支出しているところでございます。

○議長（高橋 猛君） 次に、10款教育費について教育次長兼教育総務課長から順次説明を求めます。

○教育次長兼教育総務課長（須田 喬君） 1項教育総務費1目教育委員会費ですが、これは教育委員会の会議運営に要する経費で、教育委員4名の報酬や委員の研修旅費等が主なものです。

110ページ、2目の事務局費ですが、主な支出といたしましては学務課職員の人件費のほか、8

節報償費では就学指導委員会委員報償費や教育アドバイザーの報償費、不審者対策に要したスクールガードリーダーの経費です。

11節需用費は、事務局の事務経費や教育法規の追録代、教育委員会公用車3台分の維持管理費などが主なものでございます。

19節は大曲仙北教育研究会の助成金や旧六郷・東根小体育着購入補助代金などによるものでございます。

111ページ、3目教育助成費ですが、4節、7節は特別な支援を要する子供への生活支援への人件費や社会保険料、8節は米村でんじろう先生サイエンスショーや劇団ひまわり講演の開催経費、11節、12節、13節はスクールバス5台の運行経費、19節はスポーツ振興センター負担金、20節は要保護、準要保護の児童・生徒に対する就学援助費、21節は新規25名、継続27名、合計で52名に対する奨学資金等でございます。

112ページ、4目の外国青年招致事業費ですが、これは学校に配置している2名の外国語指導助手の委託費です。

5目の学校教育振興費ですが、文部科学省の指定を受けた千畑地区の学力向上研究会に関連した指導者の謝金等でございます。

○教育施設課長（梅山正之君） 112ページから114ページにかけての2項小学校費、1目学校管理費でございます。学校医の報酬や職員人件費、6校の施設管理及び教育環境の整備に要した経費でございます。

施設管理では、11節需用費の燃料費、光熱水費、修繕費と、13節委託料の警備保障や機器の点検委託、それから14節使用料及び賃借料の事務機器、コンピューターの借り上げ料が主なものです。

環境整備といたしまして、13節委託料で六郷小学校の大規模改修に向けた実施設計や、千屋小学校の松くい虫対策、六郷小学校の樹木の枝剪定などを委託しております。

18節の備品購入費では各校の図書整備、それから六郷小学校の児童用机、いすの更新等を行っております。

主な不用額ですけれども、実績によります6校分の11節需用費の燃料費や光熱水費、13節委託料の除雪作業の委託料、14節使用料及び賃借料のコピー機の使用実績による機器の借り上げ料金でございます。

予備費充用につきましては、六郷小学校の水中ポンプ修繕に不足が生じたために充用させてい



ただいたものでございます。

以上です。

○教育次長兼教育総務課長（須田 喬君） 115ページ、2目教育振興費ですが、総合学習や学校行事など教育の振興に関する経費です。主な支出といたしまして、卒業生への卒業記念品、総合学習時の指導者、講師の謝礼、12節はインターネット利用料金等でございます。

○教育施設課長（梅山正之君） 次に3項中学校費1目学校管理費ですが、小学校と同じく3校分の施設管理や教育環境の整備に支出した経費でございます。

環境整備においては、13節委託料で統合中学校の増築工事の設計管理委託料がございます。

また、15節工事請負費では六郷中学校消防設備改修工事ということで体育館の火災報知器の交換を行っております。それから、統合中学校の増築工事と既存スロープの解体工事等も実施してございます。

実績によりまして、11節需用費の燃料費、光熱水費及び12節役務費の手数料と19節の生徒派遣費補助金、それから請負差額によります13節委託料に不用額がございます。

なお、継続費通次繰り越しは統合中学校の13節の設計委託料と15節工事請負費の請負差額分の繰り越しでございます。

○教育次長兼教育総務課長（須田 喬君） 117ページ、2目の中学校に関する教育振興費ですが、これも小学校と同様に卒業記念品や総合学習、学校行事に要した経費を支出したものでございます。主な支出といたしましては、11節の総合学習や学校行事に要する消耗品、12節のインターネット利用料金等でございます。

続きまして117ページ、4項1目幼稚園費ですが、こちらは町内3つの幼稚園の運営にかかわる経費でございます。年度末の幼稚園児数は173名でした。

2節、3節、4節、7節は、幼稚園に従事する職員やバス運転手の人件費や手当、社会保険料です。

11節の需用費は、燃料費や光熱水費、消耗品等が主な項目であります。

○生涯学習課長（小林宏和君） 119ページ、5項1目社会教育総務費でございます。

120ページをお願いいたします。

社会教育、6つの分野の事業を推進しております。家庭、少年、成年、成人、高齢者、芸術・文化、こういう6つの分野の事業を推進してございます。少年教育におきましては学校支援、地域本部事業といたしまして「みさぽと」を活用しながら地域住民による学校への教育活動の支

援事業を行ってございます。延べ349名よりご協力いただいております。コーディネーターの人件費は7節賃金により支出してございます。

成人教育におきましては、延べ15講座1,521人が受講してございます。高齢者教育におきましてはいきいき大学を開校してございまして、6回、655名の参加がございました。

19節の不用額につきましては、本年3月末に予定してございました中学生の海外研修が、震災により取りやめにいたしましたものでございます。

121ページ、2目図書館費でございます。7節の図書館補助員の賃金のほか、ブックスタート事業といたしまして、子育てを応援するため「えほんからはじめよう事業」ということで、絵本の配付を民生・児童委員、読み聞かせボランティアのご協力により109パックを贈呈してございます。8節の報償費で記念品代を支出しております。

次のページ、122ページをお願いします。

読書環境充実事業といたしまして、19節備品購入費により蔵書1,872冊を購入してございます。来館者は総数で1万7,896名でございました。

続きまして、3目文化財保護費でございます。これにつきましては圃場整備に伴う遺跡の発掘調査や遺物の整理作業を実施してございます。仲ノ町遺跡、湯殿屋敷遺跡、谷地中遺跡等発掘調査あるいは報告書を刊行してございます。本堂城跡につきましては内容の確認調査をしてございます。

主に4節、7節におきまして、臨時職員の社会保険料、賃金を支出してございます。

13節、上から3行目、設計管理委託料とその欄の一番下でございしますが、耐震診断業務委託料、これにつきましては坂本東嶽邸の調査に支出したものでございます。これをもとに今年度間もなく母屋の耐震改修工事を実施する予定でございます。

123ページ、4目社会教育施設費でございます。

124ページをお願いいたします。

公民館、学友館、交流センター、それから坂本東嶽邸資料館等、各施設の管理に要した経費を支出してございます。この施設の延べ利用人数は4万9,422名でございました。各節に生じてございます不用額でございますが、これは3月11日の震災以降に休館措置をとったもので、不用額となったものでございます。

125ページをお願いいたします。

6項1目保健体育総務費でございますが、町民がスポーツに親しみ、健康増進が図られるよ

う、各種スポーツ事業の実施や、団体の支援を行ってまいりました。

126ページをお願いいたします。

13節の委託料でございますが、町民スポーツ大会の開催を21団体で組織する町体育協会へ委託し、14種目2,439名の参加のあった大会を開催していただいております。

19節につきましては負担金補助及び交付金ですが、スポーツ少年団31団体、622名の登録がございますが、そのほか体育協会等活動を支援するため補助を交付してございます。

それから、ドイツのスポーツ少年団の民泊受け入れを実施いたしまして、町内高校生との交流が図られてございます。

19節の不用額につきましては、平成22年度分のスポーツ振興事業団の予算精算に伴う163万7,247円の返納が町にあったものでございます。

それから、2目保健体育施設費でございます。127ページにかけてでございますが、総合体育館、北・中央、南体育館等体育施設の維持管理費、修繕工事に要した経費で、各施設の利用人数は延べ113万5,134名となっております。

以上でございます。

○教育施設課長（梅山正之君） 128ページをお願いいたします。

3目学校給食費でございます。北給食センター及び南学校給食センターの運営と管理に要した経費でございます。主な支出は、11節需用費の燃料費、光熱水費、給食材料費、管理用消耗品、13節の委託内容が人件費でございます、学校給食センター協会への委託料金でございます。

15節の工事請負費では、北給食センターにおいて弁当方式から食缶方式への切りかえに伴います施設環境の整備に、施設内の改修工事、それから空調設備工事を実施してございます。

それから18節備品購入費では、弁当方式では小さい洗浄機1台と手洗いの併用で実施してございましたが、北給食センターに食器洗浄機1台を増強しております。

不用額の主なものでございますが、11節需用費の燃料費、給食賄い材料費、光熱水費と、12節の役務費では食中毒原因となる細菌感染症の集団発生がなかったことによりまして検査手数料、それから13節の委託料の実績による給食協会委託料がでございます。

予備費充用につきましては、南給食センター貯湯タンク清掃委託、北給食センター蒸気ボイラーの修理に充用させていただいております。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） 次に、11款災害復旧費について農政課長から順次説明を求めます。

○農政課長（深澤克太郎君） 11款1項1目農林水産業施設災害復旧費ですが、22年度は農林水産業施設災害がなく、全額不用額としてございます。

○建設課長（照井智則君） 130ページをお願いいたします。

同じく2項1目でございます。災害に対する支出はございませんでしたが、災害復旧のための図書購入が主なものでございます。以上です。

○議長（高橋 猛君） 次に、12款公債費から14款予備費まで、企画財政課長から説明を求めます。

○企画財政課長（高橋 薫君） 12款公債費ですが、町債の償還元金及び利子となっております。

1目の繰り上げ償還元金ですが、財政健全化計画に基づきまして繰り上げ償還をしております。

2目の利子の繰りかえ運用利子は、歳計現金の不足のため一時的に基金より繰り入れした利子分でございます。

13款2目基金費の積立金ですが、これは基金に積み立てた経費であります。内訳は備考のとおりですが、22年度新たに公共施設整備基金を設置し、積み立てしております。

14款予備費ですが、東日本大震災に要する災害対策費の経費など、緊急の予算外の支出及び予算超過分の支出に充てております。充用額合計は2,944万6,000円でありました。

次に、132ページの合計欄をお願いします。

歳出の合計ですが、予算現額126億7,003万4,000円に対し、支出済み額118億2,529万8,202円、継続費通次繰り越し330万2,110円、繰越明許費4億8,910万4,000円、事故繰り越し1,450万6,550円、不用額3億3,782万3,138円となっております。

次のページ、133ページをお願いします。

22年度の実質収支ですが、歳入総額122億2,951万9,000円、歳出総額118億2,529万8,000円、歳入歳出差し引き額4億422万1,000円です。翌年度へ繰り越すべき財源として、継続費通次繰越額、繰越明許費繰越額、事故繰越額合わせて6,810万6,000円となり、実質収支額3億3,611万5,000円となっております。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） 次に、財産に関する調書について総務課長から順次説明を求めます。

○総務課長（小原正彦君） 217ページをお願いいたします。

初めに、1つ目の公有財産でございます。土地、建物、それぞれの区分ごとの状況を記載して

おります。こちらは土地、建物についての総括表でございます。こちらで説明をさせていただきたいと思っております。

まず最初に土地の合計でございますが、1,842平方メートルの減でございます。建物の合計が478平方メートルの増となっております。土地については、公共用財産の学校の欄でございますが、決算年度中の増減高1万8,565平方メートルの減でございます。こちらは六郷・東根小学校グラウンドが学校統合により行政財産から普通財産に所管がえとなったことによる減でございます。公園につきましては、湯田ダム公園と仙南健康広場が公共施設再編により所管がえになったことにより減でございます。

その他の施設の欄でございますが、こちらは飯詰駅前多目的スペース用地の取得による増となっております。

次の宅地の欄でございます。これ以降は普通財産の管理状況でございます。宅地は飯詰駐在所、六郷東根駐在所、いずれももとの駐在所跡地でございますが、こちらの2筆の売却による減でございます。

原野は六郷東根小学校グラウンド、湯田ダム公園、仙南健康広場の所管がえにより普通財産の増となったものでございます。それから、あわせまして土崎字上野乙地内の遊休地、2筆の売却を行っております。

雑種地、その他につきましては、六郷字赤城と本堂城回字若林の遊休地、2筆の売却による減でございます。

次に、建物について説明をいたします。

木造の欄の、その他の行政機関の消防施設の欄でございますが、こちらは消防ポンプ小屋の払い下げによる減、非木造の消防施設の欄は旧六郷消防分署の解体による減、公共用財産の公園につきましては湯田ダム公園トイレの所管がえによる減、その他の施設は行政財産として旧総合保険事業団の車庫の分の増、普通財産として旧保険事業団の事務所分と湯田ダム公園トイレの所管がえによる増となっております。

次のページでございますが、こちらはただいま説明した土地建物の普通財産の状況でございます。

その次、219ページは行政財産としての状況でございます。

それから220ページ、山林の立ち木につきましては、平成22年度に仏沢地内の町有林の搬出間伐により売却した立ち木の減でございます。

それから(3)、(4)、次のページの(5)、こちらにつきましては異動がございません。

223ページの物品でございますが、こちらは取得価格100万円以上の物品について記載してございます。それぞれの欄の増減を示してございます。

以上でございます。

○企画財政課長(高橋 薫君) 3の債権についてですが、決算年度の歳入に係る債権以外の債権について調書を作成したものです。

上段の奨学資金貸付金から地域総合整備資金貸付金までが、それぞれの貸付金の償還金残高を債権として記載しています。

町民税については、22年度に課税された町民税のうち、年度を越して納付される部分について債権として記載しております。

下水道事業受益者負担金については、5年に分割して徴収することとなっており、年度を越して納付される部分について債権として記載しております。

続いて次のページで、4の基金ですが、これは3月31日現在の基金の状態を基金ごとに調書を作成することとなっております。区分欄の現金については、現金または預金として管理している金額を記載しており、債権については基金積み立てとして調定した額、繰りかえ運用している額、貸し付けしている額を記載しております。現金と債権等を合計した額が年度末の基金残高となるものです。

主な基金の現在高ですが、財政調整基金が12億3,700万円、減債基金が5億400万円、振興基金が17億3,300万円となっております。また新たな基金として公共施設整備基金を5億7,000万円積み立てしております。

以上です。

○議長(高橋 猛君) これで認定第1号の説明が終わりました。

10分間休憩します。

(午後 3時03分)

---

(午後 3時11分)

○議長(高橋 猛君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

## ◎認定第2号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第14、認定第2号 平成22年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（前田忠秋君） 認定第2号 平成22年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定につきまして、ご説明申し上げます。

決算書は139ページをお開き願います。

まずは、本町の平成22年度におきます国民健康保険特別会計の情勢であります。過去の医療費の動向などから平成22年度におきましても一般被保険者の医療費は上昇するものと予測されたことから、税率の改正を行いつつ一方で医療費の増を賄うべく前年度繰越金から1億5,000万円を、国民健康保険事業基金から9,000万円を取り崩すなどして対応してまいりました。

一方、一般被保険者に係ります医療費の伸びにつきましては、前年度に比較して約4.4%の増となりました。

次に、国民健康保険特別会計全体の収支といたしまして、歳入が27億247万7,229円、歳出が24億6,142万532円、差し引き2億4,105万6,697円となり、そのうち2億3,500万円につきましては6月補正予算におきまして平成23年度国保税の税率を据え置くための財源として充てているところであります。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

139ページ、1款1項1目一般被保険者国民健康保険税では、税の収納率が医療給付費分の現年課税分で94.3%、滞納繰越分では25.9%となっております。

続きまして、140ページをお開き願います。

2目退職被保険者等国民健康保険税では、税の収納率が医療給付費分の現年課税分で98.7%、滞納繰越分では36.6%となっております。

また、不納欠損の状況であります。29人分で108件となるなど、前年度に比しまして50%強の減少となっております。

続きまして、141ページをごらんください。

2款使用料及び手数料は、税の督促に係る手数料であります。

続きまして、141ページ中段から143ページ上段にかけて、ごらんください。

3款1項国庫負担金は、医療費や介護納付金に対する定率補助のほか、標準高額医療費拠出金に係る4分の1の国庫負担に係るもの、平成20年度より実施しております特定検診等に対する国庫負担が主なものであります。

2項国庫補助金につきましては、保険者の財政力の不均衡の調整や地域の実情等が勘案されて交付される財政調整交付金等が主なものであり、前年度比0.2%の微増となっております。

続きまして、143ページをごらんください。

4款療養給付費等交付金であります。退職者医療費分に係る社会保険診療報酬支払基金からの繰り入れです。前年度比24.2%の増となっております。

5款前期高齢者交付金であります。65歳から74歳までの高齢者の加入割合に係る保険者間の不均衡を調整するための交付金であります。

続きまして、144ページをお開きください。

6款県支出金では、画一的な財政力の測定基準では対処し得ないなどの特別の財政事情がある場合に交付される調整交付金や、高額医療共同事業や特定検診、福祉医療高額療養費に係ります県の負担金等であります。

続きまして、145ページをごらんください。

7款共同事業交付金です。これは高額な医療費の支払いにつきまして、都道府県を単位として行います共同事業であります。前年度比10.3%の増となっております。

続きまして、145ページ下段から146ページ上段にかけて、ごらんください。

8款財産収入であります。これは国民健康保険事業基金の利子であります。

9款繰入金でございます。これは一般会計及び国民健康保険事業基金からの繰入金です。

続きまして、147ページをごらんください。

10款繰越金であります。これは前年度からの繰越金であります。

続きまして、148ページから150ページにかけて、ごらんください。

11款諸収入であります。1項は延滞金、2項は国民健康保険特別会計の利子、3項雑入では1目及び2目におきまして交通事故等を原因といたします第三者納付金が14件、3目におきまして一般被保険者等の療養給付費等の返納金が10件、5目一般被保険者指定公費につきまして27件、8目では老人保健拠出金の精算による還付金であります。

歳入の決算は、27億247万7,229円となっており、前年度比3.4%の増となっております。



続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

151ページをお開き願います。

1 款総務費についてです。1 目は被保険者証の印刷や郵送、電算システム等国民健康保険特別会計を運営する管理費及び国民健康保険連合会への負担金などであります。

151ページから152ページ中段にかけて、ごらんください。

2 項は税の徴収費用であります。

3 項は国民健康保険運営協議会の運営費であります。

2 款保険給付費についてであります。前年度比2.8%の増となっております。内訳の一例といたしましては1 項療養諸費では1 目の一般被保険者療養給付費が3.2%の増、退職被保険者等療養給付費がマイナス10.7%となっております。

続きまして、153ページ下段から154ページにかけて、ごらんください。

2 項高額療養費であります。1 目の一般被保険者高額療養費が16.9%の増、退職被保険者等高額療養費がマイナス48.9%となっております。

続きまして、155ページをごらんください。

4 項出産育児諸費であります。1 目出産育児一時金が21件ございました。

続きまして、155ページ下段から156ページ上段にかけて、ごらんください。

5 項葬祭諸費であります。1 目葬祭費では53件ございました。

3 款後期高齢者支援金等についてです。後期高齢者医療制度の費用負担でありまして、現役の世代が後期高齢者医療費の全体の4割を負担することとなっております。1 目及び2 目はその支援金であります。

4 款は前期高齢者の加入割合による保険者間の負担不均衡を調整するための前期高齢者納付金であります。

続きまして、157ページ中段をごらんください。

5 款は老人保健拠出金であります。

続きまして158ページ、6 款介護納付金は前年度比5.1%の増となっております。

7 款共同事業拠出金はマイナス3.8%の減となっております。

続きまして、159ページから160ページにかけて、ごらんください。

8 款保健事業であります。これは特定健康診査や人間ドッグの実施に必要な費用または特定保健指導に係る費用を計上しております。

続きまして、161ページをごらんください。

9款基金積立金であります。22年度は30万1,000円を積み立てているところであります。

11款1項1目一般被保険者保険税還付金であります。これは一般被保険者の資格喪失等に伴う国民健康保険税の還付金であります。30件ございました。

次に、3目償還金であります。これは21年度以前の負担金や交付金の精算に伴う支出となっております。

以上、歳出の決算額は24億6,142万532円となり、前年度比0.5%の増となっております。

国民健康保険特別会計の説明は以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで認定第2号の説明が終わりました。

---

### ◎認定第3号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第15、認定第3号 平成22年度美郷町老人保健特別会計決算認定についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（前田忠秋君） 認定第3号 平成22年度美郷町老人保健特別会計決算認定についてご説明いたします。

決算書は167ページをお開き願います。

平成22年度の老人保健特別会計は、平成20年4月から開始いたしました後期高齢者医療制度へ移行したことによりまして、医療費交付金の受け入れ及び平成20年3月診療分までの医療費を給付する会計であります。

歳入からご説明いたします。

1款支払基金交付金から3款県支出金までを一括してご説明申し上げます。これらは平成22年度中に発生しました過誤調整等による老人医療費の支払い及び審査支払手数料に係る交付金のほか、国や県からの負担金を受け入れたものであります。

次に168ページ、4款繰入金です。これは老人医療費の支払いに係る町負担分につきまして一般会計からの繰入金のほか、特別会計を清算するために必要な額を繰り入れたものであります。

5款繰越金については存置項目であり、ございません。

6 款雑収入であります。これは診療報酬明細書、いわゆるレセプトの過誤調整による過誤返戻金及びレセプトの取り下げ等によります返戻金であります。

以上、歳入の合計は133万2,467円となっております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

170ページをお開き願います。

1 款医療諸費であります。過誤調整に伴う医療給付費の支払い及び審査支払手数料であります。

2 款諸支出金は、老人保健特別会計の清算に伴い、余剰金を一般会計へ繰り出したものであります。

以上、歳出の合計は133万2,467円となっており、歳入と同額であります。

以上であります。

○議長（高橋 猛君） これで認定第3号の説明が終わりました。

---

#### ◎認定第4号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第16、認定第4号 平成22年度美郷町簡易水道事業特別会計決算認定についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則君） それでは、認定第4号 簡易水道事業特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

初めに、歳入についてご説明いたします。

176ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目 1 節でございますけれども、六郷東部地区簡易水道工事に伴う消火栓8基の設置と、簡易水道に加入する際の加入負担金30件分です。

2 款 1 項 1 目 1 節の水道使用量の現年度分ですが、年度末の加入戸数が3,507戸、未納戸数が134戸で昨年より24戸ふえておりますが、8月末現在では103戸、314万5,473円の未納額となっております。

2 節の使用料滞納繰越分でございますが、滞納者数が92戸で昨年より12戸ふえておりますが、

8月末現在では84戸、796万9,768円となっております。なお、未納者に対しましては滞納対策班との連携のもと、督促や個別訪問、給水停止も視野に入れながら、解消に取り組んでございます。

2項1目1節でございます。工事の事業者指定登録手数料は、1件1万円で3件分でございます。

2節検査手数料は1件3,000円で、57件分です。

3節督促手数料は117人分でございます。

次に、177ページをお願いいたします。

3款1項1目1節でございますけれども、六郷東部地区簡易水道事業の実施に伴う国庫補助金で、補助率10分の4でございます。

4款1項1目1節簡易水道基金からの基金利子でございます。

次に、178ページをお願いいたします。

5款1項1目1節ですけれども、事業債など償還のための一般会計からの繰入金でございます。

2項1目1節、施設管理の財源として基金から繰り入れたものでございます。

6款1項1目1節は前年度事業の精算による繰越金でございます。

7款1項1目1節は1件分の延滞金でございます。

2目、3目は収入がございませんでした。

次に、2項1目1節預金利子でございます。これは預金利子でございます。

3項1目1節弁償金、2目1節簡易水道保証料は収入がございませんでした。

2節の雑入は、メーター器のスクラップの売り払いと天神堂浄水場の落雷に対する共済保険金です。

8款1項1目1節は六郷東部地区簡易水道事業に伴う事業債でございます。

歳入は以上でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

181ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費でございますけれども、水道施設の一般管理に要する経費で、人件費のほかメーター検針員10名分の委託料が主なものでございます。

19節の不用額は、遠距離給水管の敷設工事の補助金の申請者がなかったことによるものでござ

います。

次のページをお願いいたします。

2項1目でございます。町内10地区の簡易水道施設の良好な維持管理と水の安定供給に要した経費で、11節の光熱水費のほか施設の機械整備等の修繕費と、12節手数料は水質検査手数料に要した経費、13節は施設の管理や設備点検等の経費、15節は畑屋地区及び千屋中央地区の水道管敷設工事や千畑中央地区の配水池防水工事、18節はメーターの購入費が主なものでございます。

不用額につきましては、11節の光熱水費や13節委託料において支出を抑えたことによるものでございます。

3項1目の六郷東部地区簡易水道事業費でございます。六郷東部地区簡易水道事業の実施に伴う測量設計の委託料、水道管敷設工事の経費で、六郷東部地区は雀柳地区で3工区、延長4,090メートルの配水管及び消火栓8基の設置工事が主なものでございます。

なお、13節の委託料の繰越明許は、千畑中央地区の揚水試験業務を震災の影響により翌年度に繰越明許としたものでございます。

次に、184ページをお願いいたします。

2款1項1目23節は水道事業債償還金です。

2目23節は償還金利子および振替運用利子でございます。

3款の予備費につきましては、施設管理費及び簡易水道事業費に充用するとともに、人件費の減額分を補正増額してございます。

次に、185ページをお願いいたします。

今決算におきます歳入歳出の実質収入額は、304万2,000円でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（高橋 猛君） これで認定第4号の説明が終わりました。

---

#### ◎認定第5号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第17、認定第5号 平成22年度美郷町下水道事業特別会計決算認定についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則君） それでは、認定第5号 下水道事業特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

初めに、歳入についてご説明いたします。

189ページをお願いいたします。

1款1項1目1節は現年度分の受益者負担金で、実績によるものでございます。未納者は16名で、昨年より11名減となっております。

2節は滞納繰越分で、未納者は127名となっており、昨年より25名増加しております。今後とも下水道の負担金の趣旨をご理解いただくよう説明し、未納者の解消に努めてまいります。

次に2款1項1目1節の下水道使用料の現年度分ですが、年度末の加入者が786戸、滞納者が19名で昨年より6名減となっております。ことし8月末で15名、58万2,890円となっております。

2節の使用料滞納繰越分ですが、滞納者が18人で昨年より4名減となっておりますが、ことし8月末で15名、58万2,890円となっております。未納者に対しましては督促、個別訪問を行い、解消に取り組んでまいります。

次に、190ページをお願いいたします。

2款2項1目1節は工事指定店の登録手数料10件分でございます。

2節は督促手数料21件分でございます。

3款1項1目1節は事業債などの償還のための一般会計からの繰入金でございます。

4款1項1目は前年度からの繰越金でございます。

5款1項1目から2目までは、収入がございませんでした。

3目は無許可接続による1件分の過料でございます。

2項1目1節は預金利子でございます。

191ページの下の方になります。

6款1項1目1節と3節は、事業実施に伴う借入金でございます。1節は雄物川流域下水道事業の事業債、3節の資本費平準化債は下水道事業の円滑な推進を図るために借り入れたものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

192ページをお願いいたします。

1款1項1目は公共下水道施設の一般管理に要する経費で、人件費、事務費のほかメーター検針員2名分の委託料が主なものでございます。

19節の不用額は、下水道接続工事費補助金の交付実績によるものでございます。

193ページをお願いいたします。

2項1目施設管理費でございますけれども、公共下水施設の良好な維持管理に要した経費で、真空弁や真空ポンプ場の光熱水費、維持修繕が主なものでございます。

18節は電子メーターの購入費、19節は雄物川流域下水道事業管理費負担金と汚泥焼却施設の維持管理費の負担金です。

11節需用費の事故繰り越しは、下水道真空ポンプ場のオーバーホール修繕を東日本大震災の影響により翌年度に事故繰り越しとしたものでございます。

12節役務費の不用額は、電子メーター交換手数料の実績によるものです。

15節の不用額は、溝渠ます設置接続工事の実績によるものでございます。

194ページをお願いいたします。

1款3項1目19節は公共下水道事業整備に伴う流域下水道大曲処理区建設事業費の負担金ですが、大曲幹線の施工に際して関係機関との協議に日数を要したため、36万2,000円を翌年度に繰り越してございます。

2款1項1目及び2目でございます。1目は償還金の元金です。2目は償還金の利子、振替運用利子、起債前借りがえ利子でございます。

195ページをお願いいたします。

3款1項1目予備費は、支出はございませんでした。

次に、196ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書の4でございますけれども、翌年度へ繰り越すべき財源の繰越明許費繰越額の6万2,000円ですが、流域下水道大曲処理区本管敷設工事におきまして36万2,000円の繰り越しがありましたが、このうち30万円は起債対応となっておりますが、22年度の借り入れはございません。残りの6万2,000円につきまして町の財源対応となり、翌年度に繰り越したものでございます。

今期決算におきます歳入歳出の実質収支額は149万4,000円でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（高橋 猛君） これで認定第5号の説明が終わりました。

---

#### ◎認定第6号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第18、認定第6号 平成22年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則君） それでは、認定第6号 農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

初めに、歳入についてご説明いたします。

200ページをお願いいたします。

1款1項1目でございますけれども、集落排水に加入する際の新規加入分担金1件分でございます。

2款1項1目1節の集落排水使用料の現年度分でございますが、徴収率が97.65%、年度末の加入者数が1,332戸、4,183人で、うち未納者が59人でございます。昨年より4人ふえておりますが、8月末現在では47人、121万3,908円となっております。

2節の使用料滞納繰越分でございますが、滞納者数が49人で、昨年より4人減となっておりますが、8月末現在では47人、395万984円となっております。未納者に対しましては督促や個別訪問を行い、解消に取り組んでまいります。

2款2項1目1節の督促手数料は、51人分でございます。

次に、201ページをお願いいたします。

3款1項1目1節は農業集落排水事業基金からの基金利子でございます。

4款1項1目1節は事業債などの償還のための一般会計からの繰入金でございます。

2項1目1節は一丈木地区のスクリーン交換工事、本堂地区し尿調水機器修繕工事の財源として基金から繰り入れしたものでございます。

5款1項1目の繰越金、1節は前年度事業の精算による繰越金でございます。

202ページをお願いいたします。

6款1項1目1節延滞金は、1件分の延滞金でございます。

2節加算金、3節過料は収入がございませんでした。

2項1目1節は預金利子でございます。

3項1目1節は収入がございませんでした。



次に、203ページをお願いいたします。

7款1項1目1節の資本費平準化債は、農業集落排水事業の推進を図るために借り入れしたものでございます。

以上で歳入のほうを終わります。

続きまして、歳出の説明をいたします。

204ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費でございます。農業集落排水施設の一般管理に要する経費で、人件費のほかメーター検針員2名の委託料、27節の消費税が主なものでございます。

19節の不用額は、町下水道接続工事費の補助金の申請者の減によるものでございます。

205ページをお願いいたします。

2項1目施設管理費でございます。町内6地域の農業集落排水施設の適正な維持管理のために要した経費で、13節汚泥処理委託料は1,357キロリットルの汚泥処理の経費、15節一般土木費は千畑地区のマンホールかさ上げ工事費、電気通信工事費は昨年7月の本堂地区集落排水施設への落雷による工事費、機械器具設備工事は一丈木と本堂地区の計装器交換工事、後三年地区の機械器具交換工事です。

予備費からの76万2,000円の支出は、豪雪の際、各施設の雪おろし委託料43万3,000円と、本堂地区終末処理場の原水ポンプ修繕に支出したものでございます。

11節需用費の事故繰り越しは、本堂処理地区の原水ポンプ交換修繕を東日本大震災の影響によりまして翌年度に事故繰り越しとしたものでございます。

不用額につきましては、11節は施設の修繕が少なかったこと、13節は施設の汚泥の処理委託回数が減ったことによるものでございます。

続きまして、206ページをお願いいたします。

2款1項1目23節は借入金の償還の元金でございます。

2目23節は償還金の利子でございます。

3款1項1目の予備費につきましては、施設管理に充用するとともに、人件費の減額部分を補正増額してございます。

次に、207ページをお願いいたします。

今決算におきます歳入歳出の実質収支額は308万9,000円でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（高橋 猛君） これで認定第6号の説明が終わりました。

---

◎認定第7号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第19、認定第7号 平成22年度美郷町後期高齢者医療特別会計決算認定についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（前田忠秋君） 認定第7号 平成22年度後期高齢者医療特別会計の決算認定についてご説明申し上げます。

決算書は211ページをお開き願います。

まず、後期高齢者医療制度であります。これは平成20年4月から老人保健制度にかわりまして75歳以上の高齢者の方を被保険者といたしまして、県内のすべての市町村が加入する広域連合を保険者として運営しているものであります。美郷町では、平成23年3月31日現在におきまして4,056名の方が加入しております。

それでは、歳入よりご説明申し上げます。

1款1項1目特別徴収保険料であります。収納率は100%であります。この中には過誤納付金還付未済額として1件分、600円が含まれております。

次に2目普通徴収保険料であります。現年度分につきましては99.21%、過年度については81.42%の収納率となっております。収入未済額に掲載されております未納件数についてであります。平成22年は現年度分で10人分、17万7,500円、過年度分は9人分、7万500円という状況であります。

次に、2款1項1目督促手数料であります。437件について督促を実施したことによるものであります。

続きまして、212ページをお開き願います。

3款繰入金につきましては、1項1目は徴収に係る事務費を、2目は低所得者の保険料軽減分相当額を繰り入れしたものであります。

次に、4款繰越金は前年度からの繰越金を計上したものであります。

212ページ下段から213ページにかけて、ごらんください。

5款諸収入であります。1項及び2項並びに4項につきましては、実績がございませんでした。

3項預金利子は特別会計の利子であります。

この結果、歳入決算額は1億6,960万3,375円であります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

214ページをお開き願います。

1款総務費は保険料徴収に係る事務費であります。

2款は後期高齢者医療広域連合への納付金でありまして、保険料分及び保険基盤安定繰入金を合算したものであります。

215ページをごらんください。

3款1項1目23節償還金利子および割引料についてであります。これは過年度分の保険料還付でありまして、23件、9万9,100円となっております。

4款1項1目30節予備費であります。これにつきましては、過年度分の保険料還付に関する返還金の財源として3款1項1目23節に流用したものであります。

以上、歳出決算額は1億6,933万4,028円であります。

決算における歳入歳出差し引き額は26万9,347円であります。

説明は以上であります。

○議長（高橋 猛君） これで認定第7号の説明が終わりました。

---

### ◎散会の宣告

○議長（高橋 猛君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

7日、午前10時、本会議を再開します。

御苦労さまでした。

（午後 3時47分）

